

2023 年度
点検・評価報告書

文星芸術大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	6
第3章 教育研究組織	11
第4章 教育課程・学習成果	15
第5章 学生の受け入れ	28
第6章 教員・教員組織	35
第7章 学生支援	41
第8章 教育研究等環境	47
第9章 社会連携・社会貢献	57
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営	62
(2) 財務	67
終章	70

序 章

本学は、宇都宮文星短期大学美術学科の改組転換により、1999年に美術学部美術学科の1学部1学科として開学し、2003年には大学院修士課程、2005年には博士課程をそれぞれ開設した。以来、本学は北関東における唯一の芸術大学として今日に至り、2024年には大学創設25周年を迎える。

本学の特色は、北関東で唯一、本格的な芸術大学として少人数ながら、きめ細かで思いやりのある教育・学生支援等を展開していること、日本でも数少ないマンガ分野の教育研究をしていること、地域との連携事業に積極的に取り組んでいることなどである。

開学後数年は定員を充足していたが、その後今日まで定員割れが続いており、財務状況も悪化した。この間、2010年度に大学基準協会から大学基準に適合との評価を受けたが、前回2017年度の認証評価時には、定員割れがさらに悪化したため、主な改善事項として指摘を受けたのは、以下の4項目である。

- (1) 収容定員に対する在籍学生数比率の是正
- (2) 早急な財政基盤の確立
- (3) 芸術研究科博士前期課程の研究指導体制の確立
- (4) 内部質保証システムを十全に機能させる体制の整備

以上の指摘及びその他の指摘を真摯に受け止め、全学的に改善・改革に取り組んだことにより、2020年度の再評価では適合の認証を受けた。

これまで2度受審した認証評価を契機とした大学改革の成果とともに、大幅な定員割れに伴う財務状況の悪化に対処するために、2014年には入学定員を135名から95名へと40名削減し、2015年には専攻数を7専攻から3専攻へと再編した。これに伴い、最多で40名いた教員数を大学基準下限の17名まで削減した。留学生を積極的に受け入れ、教職員の定年を引き下げ、人件費を含む様々な支出の削減等の改革を断行した結果、ここ数年は学生数も回復基調にあり、財務状況も持ち直してきている。この困難な時期に、教職員は危機感を共有し、議論を重ねて直面する課題を一つ一つ解決してきた。その過程で、教職員は自信を深め、大学組織を力強いものに変えていった。本学のような小規模で経営資源に乏しい大学が、コロナ禍という危機を比較的早く乗り切れたことは、その一つの証左と考えられる。

今回の大学基準に基づく自己点検・評価は、教授会や各種委員会等において日常的にPDCAサイクルを回す過程での点検・評価とは異なり、より客観的で、体系的なものである。大学の現状を検証することは、大学設立の原点を再認識することができたり、多くの“気づき”を得られたりする学びの多い作業であった。この報告書を広く公開することにより、多くの方々から忌憚のない意見をいただければ幸いである。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の観点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

(1) 大学全体

文星芸術大学学則（資料 1-1【ウェブ】）第1条に本学の教育理念、第1条第2項に教育目的、第1条第3項に教育目標が述べられている。本学の教育理念は、「創造的、自律的に行動する人間性豊かな人材を育成し、社会の文化向上に寄与すること」である。教育目的は学則第1条第2項に、「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根差した優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成すること」と記されている。

本学の経営母体である学校法人宇都宮学園の創立者上野安紹は、教育の根本精神として、「敬の精神」を定めた。これを敷衍したものが建学の精神の「三敬精神」であり、学則第1条には教育基本法及び学校教育法と並び、「学是『三敬精神』を基盤として」教育研究を行うよう明記されている。

(2) 美術学部

本学は、1学部1学科のため、理念・目的を大学全体と美術学部とに分けて記述していないが、学則第1条で述べられる内容は教育理念、教育目的、教育目標と進むにつれて、美術教育を念頭に置いたものへと具体化・特定化されていく構成となっている。すなわち、第1条第1項では、「人格」の陶冶、「個性尊重」、豊かな「人間性」が強調されているが、第1条第3項の教育目標では「現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく『総合』されたパワーを発揮できる人材」と、育成すべき専門家像に焦点が当てられている。

(3) 芸術研究科

文星芸術大学大学院学則（資料 1-2【ウェブ】）第2条に本研究科の教育理念、第2条第2項に教育目的、第2条第3項に教育目標が述べられている。本研究科の教育理念は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、教育研究を通じて人格を陶冶するとともに、学部の教育体系を基礎に、より高度な専門知識・能力及び研究を修めた人材を養成し、文化の進展に寄与すること」である。また、教育目的は、「優れた芸術作品制作者、有能な研究職従事者の養成、伝統と最先端の双方に根差した高度な優れた美意識を持った人材の養成及び広く文化に貢献できる人材養成並びに文化を大切にす姿勢が他（国）

を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の養成」である。

評価の観点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

大学院は1学部1学科の大学（学部）の完成後、すぐに設立されたものであり、学部との連続性、一貫性が認められる。その上で大学院研究科はより高度な作家養成・専門家養成のための教育・研究組織と位置づけられている。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の観点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の観点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

(1) 大学全体

本学の建学の精神は、学生便覧（資料1-3、3頁）に記載されており、大学構成員に周知されている。また、教育理念・目的は、大学ホームページ（資料1-4、1-5【ウェブ】）に記載されており、社会に公表されている。

また、建学の精神は本学教育の柱として、入学式、卒業式等の全学的行事において理事長、学長が式辞の中で必ず「建学の精神」を説き、それを大学・学部・大学院の教育理念等に敷衍し、その周知と理解の徹底に努めている。入学時に行なうオリエンテーションにおいても、「建学の精神」を説くとともに本学独自の理念や教育目標ならびに教育方法を説明し、学生の意識高揚に努めている。さらに専攻ごとのオリエンテーション（全学年毎年度4月実施）において、より具体的な段階的教育内容を説明している。新任教職員に対しては、入学時のオリエンテーションに参加させ理念、目的等の周知を図っている。

「三敬精神」についてはパネルを作成し、学生、教職員、来客などがよく利用する通路沿い数カ所に掲示してある。

(2) 美術学部

美術学部の教育理念・目的は学生便覧、大学ホームページ（資料1-4【ウェブ】）に記載されている。また、オリエンテーションにおいて説明するなど周知に努めている。

(3) 芸術研究科

大学院学則第2条の「学部の教育体系を基礎に、より高度な」と同じ文言が大学ホームページ（資料1-5【ウェブ】）にも記載されており、大学院の高度な専門性が強調されている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の観点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

中期計画に関しては、現在2020年度より2024年度までの5カ年計画（資料1-6）を法人傘下の大学・学校全体で策定し、目標の実現に向けて取り組んでいたが、2022年に文部科学省より集中経営指導法人と判断されたため、新たに2023～2027年度の5カ年計画を策定した（資料1-8）。計画の主要な目的は教学改革、学生募集改革を通じての財務状況の改善であるが、大学部分の計画には、前回2017年の認証評価及び2020年の再評価での指摘が改革内容に反映されている。

大学の長期的なビジョンについては将来計画委員会で議論しているが、具体的な計画は策定されていない。

1.2. 長所・特色

美術大学として適切な教育理念、目的、目標が設定されており、三つの方針と関連づけてFD委員会での検討が、定期的に行われている。

1.3. 問題点

長期計画が策定されていない。2024年度から将来計画委員会の開催回数を現在の年1回から増やし、年度末までに長期計画を作成する。

1.4. まとめ

本学の教育理念・目的は、学則第1条において述べられているとおり、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神という本学独自のアイデンティティを基盤に設定されており、その内容は、専門の学芸の研究教授のみならず、人間形成の重要性も強調している。また、豊かな教養と深い専門性、芸術の伝統と最先端、日本と他国の文化、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方、など幅広く目配りしており、バランスの取れたものといえる。開学以来25年が経過し、本学を取り巻く諸々の外部環境は大きく変化したが、理念・目的に関しては、概ね適切と評価できる。

大学の長期計画については将来計画委員会で具体化する。

1.5. 根拠資料

1-1 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学学則

<https://geidai.bunsei.ac.jp/wp->

[content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/re](https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/re)

- gulation.pdf
- 1-2 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院学則
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/regulation_graduate.pdf
- 1-3 2023 年度 学生便覧
- 1-4 文星芸術大学ホームページ 教育理念
<https://geidai.bunsei.ac.jp/about/philosophy/>
- 1-5 文星芸術大学大学院ホームページ 教育理念
<https://geidai.bunsei.ac.jp/gschool/gs-philosophy/>
- 1-6 学校法人宇都宮学園中期計画 令和2～6年度（5カ年）本文
- 1-7 経営改善計画関係資料（令和5年9月28日提出）本文

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の観点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

本学では、「内部質保証に関する方針」(資料2-1)が定められている。また、内部質保証の具体的な作業は自己点検及び自己評価となるが、大学では学則(資料1-1【ウェブ】)第2条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている。大学院でも文星芸術大学大学院学則(資料1-2【ウェブ】)第3条に同様の方針が定められている。

これらの条文を根拠に、具体的な手続は「文星芸術大学自己点検・評価規程」(資料2-2)に定められている。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の観点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の観点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

文星芸術大学自己点検・評価規程により、大学及び大学院の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として自己点検・評価委員会が置かれ、その任務、構成は規程に明記されている。

「内部質保証に関する方針」には、自己点検・評価委員会は、「自己点検・評価活動にあたり、既存の関連組織及び下部委員会を置く」とあり、実際に具体的課題に対してPDCAサイクルを回すのは主に各種委員会が行っており、自己点検・評価委員会はその統括組織となっている。

自己点検・評価委員会の構成メンバーは、学長、副学長、研究科長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、法人事務局長、事務局長、学長が委嘱する教員若干名である。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の観点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学は1学部1学科の単科大学であり、また、学部と大学院の連続性・一貫性があるため、三つの方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定は特になされていない。

評価の観点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

内部質保証活動の中心となる組織は自己点検・評価委員会であるが、具体的な内部質保証活動の実施は、各種委員会に委ねられているのが実情であり、全学的な立場から各種委員会の取り組みを統括する役割を自己点検・評価委員会が十分に果たしているとは言えない。

評価の観点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとしては、教員に「授業評価アンケート」の結果を受け、効果の上がっている点、改善すべき点の分析や改善方をFD委員会に提出することを義務づけ、各自の分析を次年度のシラバスに反映させている。

FD委員会では教員から提出された報告書を取りまとめ、アンケートの改善やカリキュラムの改善に活用している。また、教員の提出した報告書は学長・副学長・学部長による教員の人事評価に利用されている。

評価の観点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の観点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学は1学部1学科の小規模な大学であり、大学・大学院を合わせた総収容定員が445名で、研究科の教員は学部を兼任しているため、組織ごとの点検評価は行っておらず、点検・評価は各種委員会が年度末に教授会に報告する内容が主となり、また、各種委員会から教授会に報告された内容の自己点検・評価委員会による精査は行われていない。

評価の観点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応については、学長のリーダーシップのもと、幹部教職員、当該の職員が対応している。

財務状況の悪化のため、私学事業団に2013年度～2017年度まで提出した改善計画の策定にあたる改善計画検討委員会が大学改革のPDCAサイクルを回す大きな柱となっていた。構

成員は学長・学部長・教務部長・学生部長・図書館長その他4名の教員と、事務局長を初めとし、次長・課長・法人職員から構成され、大学内の様々な課題に対して改善案(P)を策定し、責任者を決め、工程表を作り実施し(D)、翌年は計画の到達度を評価し(C)、さらなる改善策を策定(A)する。この繰り返しが数年続いたことにより、定員割れという大きな問題は解決されていないが、本学の大学としての様々な体制が整ってきていると言える。学校法人の財務悪化のため、2023年度より集中経営指導法人に指定されたため、再び改善計画の策定が義務づけられたが、計画の策定・実施に真摯に取り組むことが内部質保証につながると考えている。

評価の観点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

学則第2条第3項には、「本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の人による検証を行うよう努めなければならない。」とあるが、認証評価を除けば、学外者による検証は行われていない。今後、法人監事との定期的な意見交換や、外部評価委員の招聘が必要と考えている。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の観点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、の状況等の公表

教員個人の教育研究活動、社会活動に関しては、文星紀要に毎年1月～12月分を掲載している。

大学ホームページ(情報公開)(資料2-3【ウェブ】)や大学ポートレート(資料2-4)に基本的な情報は公開している。

自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動に関しても大学ホームページ(情報公開)に公開している。

評価の観点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の観点3：公表する情報の適切な更新

大学ホームページの情報についてはIR推進センター、総務課経理担当、広報入試課、キャリア・学生支援センターの職員が正確性、信頼性をチェックしており、ICTシステム室を通して、随時情報を更新している。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

本学は小規模な大学のため各人の大学全体の把握も容易で、教職員数も少ないため、メンバー間のコミュニケーションも比較的良好と考えられる。また、部局長会議を構成する幹部教職員は多くの委員会に共通して名を連ねており、参加する委員会では主要な任務を負っていることは、全学的な立場から統一感をもってPDCAサイクルを回すには有利な条件と言えるが、幹部教職員が多くの委員会に名を連ねているため、かえって、具体的な課題が優先され、客観的な立場からのチェックの役割が曖昧となっている面もあり、大学運営の実施機能とは独立したシステムとしての内部質保証が機能していない面がある。

評価の観点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

IR推進センター（資料2-5）が2019年に設置され、収集・分析された教学関係のデータは、FD委員会を始め、各種委員会や教授会に点検・評価等の目的のために提供されている。

財務関係に関しては法人本部、大学総務課経理担当より提供され、財務改善に活用されている。

その他、広報入試課からはオープンキャンパス、各種説明会の高校生の参加動向、リクルート等の企業からの進路情報、キャリア・学生支援センターからは学生生活の情報、各種学生生活アンケートの結果等が提供され様々な改善につなげている。

評価の観点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づく改善・向上は多岐にわたるが、入学者増及びそれを主な要因とする財務の改善に結実していると言える。

2.2. 長所・特色

2017年の認証評価及び2020年の再評価時に指摘を受けた事項に対する対応を通じて、小規模な大学の利点を生かし、機動的に学内の諸課題に対応できる組織となっており、教学・財務双方の面でPDCAサイクルが回るよう改善がなされてきた。

2.3. 問題点

自己点検・評価運営委員会が十分機能していない。また、改革の方向性を議論する将来計画委員会が年に1回開かれているが、十分な成果を上げていない。改善のため、自己点検・評価運営委員会の開催を定例化し、自己点検・評価報告書の作成・公表に繋げる。また、将来計画委員会も時間をかけて大学のビジョンについて議論し、成案を得る。

2.4. まとめ

自己点検・評価委員会の働きが曖昧なため、早急に体制を再構築し、全学的な内部質保証を力強く推進できるよう是正していきたい。

2.5. 根拠資料

- 2-1 内部質保証に関する方針
- 2-2 文星芸術大学自己点検・評価規程
- 2-3 文星芸術大学ホームページ 情報公開
<https://geidai.bunsei.ac.jp/about/disclosure/>
- 2-4 大学ポートレート 文星芸術大学
<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category06/00000000121001000.html>
- 2-5 IR 推進センター設置規程

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の観点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

(1) 大学全体

本学は、美術学部美術学科、1学部1学科よりなる美術系の大学である。さらに学部の教育研究を基礎として、博士前期課程・博士後期課程からなる大学院芸術研究科を有する。

文星芸術大学学則（資料1-1【ウェブ】）第1条第3項に、「本学は、1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく『総合』されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標とする」とある。本学が1999年4月、宇都宮文星短期大学美術学科を改組転換し、文星芸術大学として開学した際に1学部1学科を選択したのは、小規模な大学において既存の美術大学と同様の学科の区分を設けることは、既存大学のミニ大学になり、それぞれの分野が閉鎖的状态に陥る可能性があることと、専門分野の細分化、個別化の行き過ぎに疑問を持ち、分野間の壁を取り払い、総合的に物事を捉えることが現代社会において必要と考え、美術の諸分野の総合に基づいて新しい造形活動を展開することが本学の目指すべき方向であるとの結論に至ったからである。本学の教育研究組織、教育課程はこのような方針の下に組み立てられている。

(2) 美術学部

開学当初は、美術学部美術学科の中に8コース（日本画、油画、彫刻、ビジュアルデザイン、デジタルグラフィックス、染織、陶芸、美学・美術史）を有した。2003年度よりコースを専攻に変更した。その後専攻名の変更、マンガ専攻（2005年度）、アニメーション専攻（2008年度）の新設、専攻の統廃合があり、2012年度から日本画、油画、アートスタディ、デザイン、CG・アニメーション、工芸デザイン、マンガの7専攻体制となったが、入学者数の減少により2014年度より入学定員を135名から95名に削減したことに伴い、2015年度より日本画、油画、アートスタディをアート、デザイン、CG・アニメーション、工芸デザインをデザイン、マンガはそのままマンガとして、3専攻に再編した。2018年度よりアートを総合造形に名称変更した。

表 3-1 【大学教育研究組織】

学部等名	学科等名	専攻等名
美術学部	美術学科	デザイン専攻
		マンガ専攻
		総合造形専攻

※2018 年度入学者より

(3) 芸術研究科

2003 年 3 月に美術学部から最初の卒業生が出たことに伴い、より専門的かつ高度な美術・工芸研究を追求し、レベルの高い芸術観・制作能力を持った作家、芸術研究者養成のために美術専攻を単一専攻とする大学院芸術研究科修士課程を開設した。さらに 2005 年 4 月、これからの芸術文化の新しい担い手の養成機能を一層充実させるため、修士課程を博士前期課程とし、新たに博士後期課程を開設し、現在に至っている。

表 3-2 【大学院教育研究組織】

学部等名	学科等名	専攻等名	
大学院	芸術研究科	博士前期課程	美術専攻
		博士後期課程	

評価の観点 2 : 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

主な附属施設としては文星芸術大学附属図書館（資料 3-1）、文星・芸術文化地域連携センター（資料 3-2）がある。

文星芸術大学附属図書館については、8.1.3. に詳しく述べているが、芸術大学の附属図書館として美術関係の専門書籍を多く収蔵している。

文星・芸術文化地域連携センターは、2008 年 9 月に開設され、「地域貢献と本学の学外向け発信」をコンセプトとし、企業および行政との産学官連携による芸術文化振興、地域振興の事業を展開しているほか学内外との連絡調整の窓口を担っている。本センター設立は、これからの社会ではあらゆる面で芸術の活用が前提となり、本学は北関東における唯一の芸術大学として、様々な研究教育活動も国際的視野を持って、伝統文化の理解とともに地域社会に根ざすものでなければならないと考えたことによる。本学が目指す芸術活動は、地場産業の発展に貢献するとどまらず、地方自治体が真剣に取り組んでいる「町づくり」「地域づくり」と結びつき、市民生活を刺激して「より豊かな生活」を支えるべきものと位置づけている。特に、世界遺産である日光を生かした教育的取組みを重視している。地方大学としての芸術文化の活動は、豊かな芸術力の涵養とともに常に地域社会や地場産業との連携協力を視野に置いてなされなければならない。学生が大学内で学ぶだけでなく、専攻する分野

に直接関係する産業の現場を学ぶことは、芸術の捉え方や人間形成の面で大きな効果を生むと考える。

評価の観点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では、開学当初より中高美術の第1種教員免許を取得できる教職課程を有していた。また、大学院開設と同時に専修免許も取得可能となった。しかしながら、教員の交替などにより、教職課程の維持が困難と判断し、2019年度開設の再課程認定には申請せず、改めて学内で教職課程申請に向けて充実した体制を整えて2022年度に課程申請し、2023年度入学生から美術の高等学校第1種免許をすることが可能となった。今後、認可された教職課程の計画通りの年次進行に向け、教職課程委員会による点検評価を充実させていく。

評価の観点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

美術の世界でもデジタル化、国際化については全学的に認識しており、VR・ARの研究にも力を入れ、本学の近隣に立地する帝京大学理工学部との共同授業・共同研究（資料3-3）も行っている。

国際化については、基本方針（資料3-4）を策定している。今後、留学生の受け入れのみならず、国際交流も推進していく。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育組織の適切性については、教授会を初め、様々な委員会で随時議論しているが、定期的な検証としては、文星芸術大学改善計画検討委員会での協議が挙げられる。本委員会は、学校法人宇都宮学園全体が経営改善のために策定する5カ年計画の大学および大学院の部分を担当し、毎年度の到達状況を評価し、改善策を作成する役割を担う組織であり、学長、学部長を初め、9名の教員、および事務局が参加し、大学運営の様々な面について議論を行っている。本委員会は学長のリーダーシップの下、毎年5月以降複数回開催され、7月頃に計画がまとめられる。本学において実質的にPDCAサイクルを最も行っている組織と言える。

3.2. 長所・特色

小規模な美術大学として、教育研究組織は概ね適切と言える。1学部1学科の体制におい

て、少子化による入学者の減少など外部環境の変化に対しては、定員削減、細分化しすぎた専攻については、建学時の方針に立ち返り、専攻の集約・組み替えで対応し、悪化した財務を改善した。社会のニーズに合わせた対処法として評価できる。

文星・芸術文化地域連携センターの取り組みは、地域貢献により、学外から高く評価されている（第9章参照）。

3.3. 問題点

近年、留学生数が学部、大学院ともに増加傾向にあり、学生支援が課題となっている（第7章参照）。

今後の学部、大学院のあり方について、具体的な中長期の計画が策定されていない。

3.4. まとめ

本学は、美術学部美術学科、1学部1学科よりなる美術系の大学である。さらに学部の教育研究を基礎として、博士前期課程・博士後期課程からなる大学院芸術研究科を有する。

小規模な大学として、附属の施設、センターの数は少ないが、主なものとしては美術関連の専門書を多く所蔵する附属図書館を備え、地域から高く評価されている文星・芸術文化地域連携センターを運営している。

3.5. 根拠資料

- 3-1 文星芸術大学図書館管理規程
- 3-2 「文星・芸術文化地域連携センター」設置要綱
- 3-3 帝京大学宇都宮キャンパスと文星芸術大学との教育・研究に関する協定書
- 3-4 国際交流の推進に関する基本方針

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の観点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

(1) 大学全体

教育目的・教育目標は、文星芸術大学学則（資料 1-1【ウェブ】）第 1 条及び文星芸術大学大学院学則（資料 1-2【ウェブ】）第 2 条に明記されている。教育課程において修得すべき学修効果、その為の卒業要件・修了要件を明確にし、これに基づき、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定されている。

なお、この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学ホームページ（資料 4-1【ウェブ】）に公開するとともに、学生便覧（資料 1-3、4 頁）にも明示し、教職員、学生等に周知している。

(2) 美術学部

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、次の通り定めている。

教育目標の実現のため編成されたカリキュラムのもと、「以下のような能力を身に付け、卒業に必要な単位を修得したものに卒業を認め学士（芸術）の学位を授与する。

- ・芸術・文化を愛し、その社会における価値を認める態度を身に付けている。
- ・豊かな教養と幅広い知識を有し、専門分野を超えた総合的な判断力を身に付けている。
- ・美術の専門分野の知識・技能を有し、主体的に発揮して、社会に貢献できる。
- ・自らの活動に、ICT を積極的に活用できる。」

(3) 芸術研究科

芸術研究科（博士前期課程）の学位授与の方針は、次の通り定めている。

「以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に修士（芸術）の学位を授与する。

- ・質の高い芸術観、研究・制作能力を身に付けている。
- ・个性的で普遍的に通じる作品や理論を生み出す能力を身に付けている。
- ・学部での専門教育を基礎とし、研究分野についての更に広い視野に立った高度な研究能力・発信能力を身に付けている。
- ・広く芸術・文化に関わる職業にふさわしい高度の技術、表現、知識を身に付けている。
- ・国内外のコンクールで積極的に作品や論文を発表し評価を得ている。」

芸術研究科（博士後期課程）の学位授与の方針は、次の通り定めている。

「以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた

上で、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に博士（芸術）の学位を授与する。

- ・研究分野で将来自立した研究活動を行うに必要な高度な研究能力を身に付けている。
- ・後進を指導育成する優れた教授能力を身に付けている。
- ・学際的領域を開拓するために必要な、豊かな学識と創造的思考力を身に付けている。
- ・造形表現・理論を広く見通せる力を有し、独創的な研究制作能力及び理論、それを発信する能力を身に付けている。
- ・国内外のコンクール・個展・学会等で積極的に作品や論文を発表し高い評価を得ている。」

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、学位授与の方針を定め、公表していると言える。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の観点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の観点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

(1) 大学全体

大学の教育理念、学部の教育目標並びに学位授与の方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を設定している。

これら教育目標、学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針については、大学ホームページ（資料4-2）に公開するとともに、学生便覧（資料1-3、4頁）にも明示し、教職員、学生等に周知している。

(2) 美術学部

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、次の通り定めている。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた学修成果を得るために、教育課程『教養科目』、『共通基礎科目』、『専門教育科目』、『資格取得科目』の科目区分により教育課程を編成する。授業は、講義、演習、実習、実技のいずれかの方法によって行う。教育内容・方法、学修成果の評価の在り方は以下のように定める。

【教育内容・方法】

- ・多様な入学者に対する初年次教育として『共通基礎科目』を設置する。所属の専攻を軸としながら、美術の広い世界を理解し、基本を身につけることを目的とする。1年次終了時において、『転専攻制度』により、専攻の変更も可能である。
- ・2年次以降の専門教育科目では、所属専攻の専門的なスキルと知識を学ぶ。デザイン専攻では、専門分野に分かれて基礎技術を身につけるところから始める。マンガ専攻では、マンガ表現のなかで必要な様々な基本要素をまず学ぶ。総合造形専攻では様々な画材による平面表現、立体表現、歴史や理論を学ぶ。専門教育科目では、

各専攻の独自性を生かしながら、地域・産業との連携課題を取り入れることで、実社会との関わりを意識させ、美術・デザイン・マンガで社会的ニーズを解決する教育も行う。

- ・キャリア形成科目として『キャリアデザインⅠ、Ⅱ、Ⅲ』を設け、学生の職業観を養い、就労意識を高めるよう考慮していく。「インターンシップ」も科目として設定し、学外での研修を進路選択に役立てる。社会での実体験は大学での学修成果向上の効果も期待できる。また、入学時ガイダンス、初年次教育、年に2度の担当教員との面談とともに、学生一人一人に「文星ポートフォリオ」を作成させ、3年次からのゼミ制度、各種キャリア支援まで含めた一貫性のある意識形成のプログラムとして、本学で学ぶ美術・デザイン・マンガを自らの人生と社会のためにどう活かすかについて指導する。

【学修成果の評価】

- ・学修成果は、教育課程の編成の方針に基づき設定した科目ごとにシラバスに明示した到達目標に従い評価する。
- ・具体的な評価方法は、科目ごとのシラバスに明記する。実技科目では作品評価はもとより、プレゼンテーション、共同作業、自己管理能力なども評価の対象となりうる。成績評価の可視化を高める目的で、それらの評価割合もシラバスに明記する。」

(3) 芸術研究科

芸術研究科（博士前期課程）の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、次の通り定めている。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す能力を身につけることができるよう、教育課程を編成し実施します。

【教育内容】

- ・広い視野を獲得し、高度な専門性を高める分野編成。
- ・学部教育を土台に主軸となる研究分野への深化を図り、更に高度な専門性を有した応用・発展へと展開する教育研究を実施する。
- ・研究分野の知識、技能を高度に深化させ、研究能力、表現能力及び発信能力を養成する科目を設置する。

【教育方法】

- ・指導教員、副指導教員の指導、助言を中心に学生による能動的な学修を行う。
- ・修士論文等の作成と発表を指導する。

【評価方法】

- ・シラバスに明示した成績評価基準に基づき、厳格な成績評価を行う。
- ・研究科の定める評価基準に基づき、修士論文等の審査及び試験を適切に実施します。」

芸術研究科（博士後期課程）の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、次の通り定めている。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す能力を身につけることができるよう、教育課程を編成し実施します。

【教育内容】

- ・新しい造形芸術あるいは新しい研究の担い手の養成の場として、芸術表現の制作・理論について研究分野に新しい展開が生まれる教育の実施。
- ・研究分野に関する幅広い視野と見識を養い、芸術の理論及び歴史等の教育・研究も包括し、博士論文作成に関する基本的な知識と技術を学修する科目を設置する。

【教育方法】

- ・指導教員、副指導教員の指導、助言を中心に学生による能動的な学修を行う。
- ・論文作成に係る研究指導体制等により、専門知識、制作能力及び研究方法を備え、自立して研究を遂行できる能力を育成します。

【評価方法】

- ・シラバスに明示した成績評価基準に基づき、厳格な成績評価を行う。
- ・研究科の定める評価基準に基づき、博士論文の審査及び試験を適切に実施します。」

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると言える。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の観点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・授業期間の適切な設定
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育、高大接続への配慮
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- 【修士】【博士】
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 大学全体

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に整合した教育課程を編成している。

1年次は共通基礎、2年次より専門教育と位置づけ、科目には配当年次が指定され、段階的に学べるように配置し、基礎教育から専門教育への順次性を持った体系的な編成となっている。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき設定された教育課程の体系性を保持して学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成に繋がるよう、各授業

科目の必修・選択必修・選択の別を設定している。

(2) 美術学部

教育課程は、文星芸術大学美術学部履修規程（資料 4-3【ウェブ】）第 3 条および別表によって示されている。教育課程の構成は「教養科目」、「共通基礎科目」、「専門教育科目」、「自由科目」で構成されている。そのほかに資格取得科目として教職課程、学芸員課程を開講している（卒業要件単位数には含まない）。

1 年次は、教養科目と共通基礎科目を通して専門教育科目へ移行する前の共通の基礎実技・理論の科目を履修する。この教育の目的は、美術の各分野の基礎は共通であることを認識させることによって、造形の本質を理解し学ぶことにある。特に、共通基礎科目の造形演習は、専門教育科目への橋渡しをしつつ、各分野の特色を理解させるとともに、学生の専攻への適性を自ら判断する役目も果たしている。この段階において学生は、各自の適性判断によって転専攻制度を活用して 入学時の専攻を変更することができる。

入学後の導入教育として大学での学びのための基礎力を養う科目として「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」を初年次教育科目として必修科目に位置付けている。

2 年次以降は専門教育科目となり、4 年次まで一貫した独自のカリキュラムで基礎から専門へと段階的に教育する。なお、課題やテーマによっては研究室や専攻の枠組を超えて助言、指導を受けることができる。専門教育科目の内容に従って技術、表現、理論を三位一体として積み上げていく。さらに卒業制作、卒業論文は学部教育の集大成として位置づけている。

本学では、前期、後期の 2 期制を採用し、単位の設定は、基本的には講義週 1 回の授業を 15 回で 2 単位修得する形式を採っている。定期試験期間は別に設定しており、休講の際には補講を実施することにより 1 単位当たりの授業時間の確保を図っている。加えて、シラバスに授業外学習（準備学習、事後学習）の内容と必要な時間の項目を設けている。また、実技科目の授業は午前、午後それぞれの時間帯に学年ごとに分け、数週間を一つの枠として集中的に実技科目を履修させる構成としている。

個々の授業科目の内容については、シラバスに明記し、シラバスは、ポータルサイトを通じて、学生・教職員とも閲覧できるようになっている。

卒業に必要な最低単位数 124 単位を教養科目 24 単位、共通基礎科目 42 単位、専門教育科目 58 単位に割り付け、各学年で進級するために、修得しなければならない単位数（必修科目、選択必修科目、選択科目）を設定している。

高大接続への配慮としては、高等学校への本学教員による出張授業等、高等学校との教育交流を通じて、高校生の進路に対する意識や学習意欲を高める取り組みを行っている。

また、早期合格者（総合型入試、推薦入試等）を対象に、入学前学習を実施している。対象者には、事前に課題を課し、3 月にその課題を持参し来学してもらい、講評を実施しながら、教員とコミュニケーションをとっている。

評価の観点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、教養

科目区分にキャリア形成群を設けて学生自身のキャリア開発意識を図っている。キャリアセンターでは、キャリアガイダンスを実施しており、学生の就活状況を把握し、学生の満足いく就職結果に向けた支援体制を実施している。

(3) 芸術研究科

文星芸術大学大学院学則（資料 1-2【ウェブ】）第 5 条で、前期 2 年の課程「博士前期課程」、後期 3 年の課程「博士後期課程」に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うと定めている。これらを基に、教育課程については、文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程（資料 4-4）第 6 条および別表によって示されている。教育課程の構成は、美術学部の教育体制を骨格とし、研究・制作を専門的に深めるよう研究指導がなされている。

芸術研究科において、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために講義、演習、研究を交えながら、各専門分野が求める高度な内容と共に幅広い知識を身につける教育内容を開設している。

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラム設定となるよう配慮している。学位論文等の指導では、指導教員による指導を柱としつつ、中間発表、研究報告の開催や複数の教員による指導を行い、研究指導体制を整備している。

学生各自が作成した研究計画書を基に指導教員が指導を行うとともに、独自の研究テーマを確立し、研究者として活動していくために論理的思考能力を培っている。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の観点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

教育課程及び履修方法については、学則に定め、履修規程及びシラバス（資料4-5【ウェブ】）で学生に周知している。学生は、シラバスとポータルサイトを用いた履修登録によって科目の履修が適切に行われるよう配慮している。新入生に対しては、基礎的な履修の仕組みや、規則、履修方法等について指導し、履修相談を受付けて履修指導等を行っている。2年生以上は、各学年で必要となる履修に関する説明を専攻別に実施している。休学から復学する学生には、学期開始前に担当教員と教務課で履修相談を行い、新年度の不安解消に努めている。また、学生の履修面だけではなく、精神面でのサポートをキャリア学生支援センターで行っている。

学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、学生の予習・復習の時間を含めた学修時間を確保するために、CAP制を導入し、授業時間外に十分な学習時間が確保されるように、1年間に履修登録できる単位数を46単位に設定している。また、学修行動及び成果の可視化、学修意欲の向上、適切な修学指導を促進するためにGPAを全学に導入している。GPAが2.5以上の学生は4単位を増加単位として認めており、オリエンテーションで学生に周知している（資料1-3、9頁「履修登録 5.履修登録の上限（キャップ制）」）。

シラバスについては、全ての科目において作成することとしており、統一した書式で示されている。項目としては、科目名、授業区分、担当教員、配当学年、単位数、授業形態、授業概要と到達目標、DPとの関連、授業の方法、授業計画、授業外の学習課題、成績評価の方法、履修条件、使用教材等がある。ほとんどの項目が入力必須となっており、入力必須を入力しないと入稿できないシステムとなっている。Webシラバス（資料4-5【ウェブ】）として参照することができ、学生だけでなく、広く一般に公開されている。

履修登録については、入学後オリエンテーション期間を設定し、教育課程全体の説明と履修指導を行っている。

学生の主体的な学びを促すべく、アクティブ・ラーニングを全学的に推進している。各授業科目のシラバスにアクティブ・ラーニングの要素を明示している。

授業形態や授業内容、授業方法、前年度の履修登録状況等を鑑み、授業科目のクラス増減や定員設定による抽選授業を検討し適切な学生数を担保している。講義必修科目や選択必修科目等は人数制限を設定していないが、学生の理解度を把握するためにMicrosoft Teamsを活用して、双方向でのやり取りを念頭に授業を実施している。

研究科では、大学院学則第2条に定めた「教育の理念・目的・目標」を掲げており、カリキュラム・ポリシーに基づき、講義・演習及び研究指導を組み合わせ、幅広い学識の獲得や専門分野の知識・技能の吸収のために授業科目を配置している。

研究指導に関しては、入学から学位授与までの研究指導のスケジュール及び内容については、学生便覧（資料1-3、72頁「文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程第22条第3項」）に掲載及びポータルサイトで連絡し、学生に明示している。

研究指導計画書の策定に当たっては、学生の研究計画書を基に、指導教員が内容を確認した上で、研究テーマの選定や研究計画を決定し、指導計画書を策定している。

適宜複数の教員による指導や中間発表、研究報告の開催により適切な研究指導体制を整

備している。

2017年度の大学評価（認証評価）において、博士前期課程、博士後期課程ともに学位論文審査基準が明文化されておらず、学生便覧等に明記するよう是正されたいと指摘されたため、2019年に学生便覧に掲載し、学生に周知徹底した。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の観点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

(1) 大学全体

成績評価及び単位認定については、文星芸術大学学則第29条、文星芸術大学美術学部履修規程第19条、第23条、文星芸術大学大学院学則第18条、文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程第14条に、単位の認定および成績の評価について規定している。各科目の担当教員は、シラバスに基づき、1回目の授業の際に授業計画、成績評価方法・基準等を説明している。

成績評価基準としては、試験・レポート・課題への取組みなど、各授業の内容に応じて、成績評価項目の比率合計が100%となるように設定し、予めシラバスにおいて明示している。

成績評価については、履修規程第23条第1項で「成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし不可を不合格とする。」とし、第2項で評価の基準は、100点より95点までを「秀」、94点より80点までを「優」、79点より70点までを「良」、69点より60点までを「可」、59点以下を「不合格」としている。また、成績評価の客観性・透明性を確保できるよう、GPA制度を導入している。

GPA制度の活用としては、成績優秀者選出や履修上限単位数の特例（増加単位履修）などがある。

表4-1 【成績評価区分とGP】

評定	評価区分	内容	GP
秀	95点～100点	学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる。	4
優	80点～94点	学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる。	3
良	70点～79点	学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる。	2
可	60点～69点	学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる。	1
不可	59点以下	学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。または、出席不足、試験放棄等。	0

適正な成績評価の観点から、成績評価について疑義がある場合には、成績評価を照会できることになっている。担当教員は照会された内容を確認し、学生に回答している。入学前の既修得単位の認定は、文星芸術大学学則第32条に明記されている。編入学生や本学入学前の大学、短期大学等における修得した単位について、成績証明書とシラバス等に基づき、本学のカリキュラムと照合して認定の可否を教授会で審議の上、単位認定している。

文星芸術大学学則第40条及び文星芸術大学大学院学則第19条、第19条の2において、卒業・修了の要件を定めている。なお、学部では、所定の単位を修得することを卒業要件として求めている。研究科では、所定の単位を修得すること、及び論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することを求めている。

これに基づき、学部・研究科の履修規程を通じて、卒業・修了要件を学生にあらかじめ明示し、客観性・厳格性を担保している。

(2) 美術学部

成績評価方法、成績照会、単位認定については、年度当初のオリエンテーションで説明を行っている。また、ポータルサイトで各自確認（成績評価、GPA）ができることや、各科目の成績評価方法、基準についてシラバスに記載されている説明を行っている。

シラバスに授業外学習（準備学習、事後学習）を記載することにより、単位制度の趣旨に基づく学習時間が確保できるようにしている。

基本的には成績評価基準の作成や成績評価は担当教員に任せられており、全学的なルール設定には至っておらず客観性や厳格性が、厳密に保たれているとは言えない面がある。

(3) 芸術研究科

美術学部同様に成績評価、単位認定を行っている。

成績評価及び単位認定については、大学院学則の第4章及び第5章に規定する通りである。授業科目及び単位数は大学院履修規程別表1に定めるとともに、履修方法についても定めている。また、既修得単位の認定は、大学院学則第16条に明記されている。

評価の観点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 大学全体

文星芸術大学学則、文星芸術大学大学院学則の定めるところにより、学位授与に必要な事項を文星芸術大学学位規程（資料4-6【ウェブ】）に規定している。

教授会及び研究科委員会においては、学則及び学位規程に基づき、単位修得状況及び在学期間を確認したうえで卒業判定会議、修了判定会議を行い、学長が学位授与者を決定している。

(2) 美術学部

卒業要件は、学則、履修規程に記載しており、所定の単位を修得することを卒業要件としている。これを満たした者に学士を授与できることを学則第41条に定めている。

(3) 芸術研究科

研究科においては、所定の単位を修得し、学位論文等の審査及び最終試験に合格することを修了及び学位授与の要件にしている。学位論文等の審査に関しては、客観的及び厳格性を確保するために、学位論文審査基準及び文星芸術大学大学院学位論文審査細則（資料4-7【ウェブ】）を学生に明示している。

博士前期課程は入学後、研究分野の各自の研究テーマに基づいて指導教員を中心とした履修および教育指導のもと、所定の単位を取得しながら学位論文等を作成し、学位授与を目指している。博士後期課程においては、明確な独自性のある論文テーマが求められるが、主指導教員と副指導教員の連携によって、2年次後半位までには予備審査を受けられる状況を目指している。審査までの過程においては、前期末に中間発表、後期末に研究発表を開催し研究・制作活動の状況を確認している。

修士の学位授与の審査にあたっては、提出された学位論文等の内容に応じ研究分野に関連した教員から教授1名を含む2名以上の審査員で審査を行う。博士の学位授与の審査にあたっては、教授1名以上を含む3名以上の審査員で審査を行う。必要に応じ他の大学院等の教員を審査員に加えることができることとしており、適切かつ厳格な評価を行える仕組みをとっている。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の観点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の観点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の観点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修成果の評価に関し、その目的や実施方法等について、教育課程編成の方針に定めている。

これらの達成状況、教育効果並びに学習成果に対する測定・評価指標は、機関（大学）、教育課程（学部・学科）、科目の3つのレベルに対して、全学としてアセスメント・ポリシーを定めている。

全授業科目を対象とした授業評価アンケートを実施しており、学生自身の達成度といった学習成果の把握を行い、卒業時アンケートにより、4年間を通じての学習成果、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握するようにしている。これに加えて、実技科目は学修ポートフォリオを導入しており、学生自らが学修目標を立てて自己評価し、担当教員と面談を実施し、学生の学習成果を把握・評価している。

研究科では、2017年度の大学評価（認証評価）において、「研究科独自の教育の観点に特化したFD活動がおこなわれていない」との指摘を受け、FD委員会規程を見直し、授業評価アンケートを実施した。成績評価の他、学習成果の把握・評価にあたっては、授業評価アンケートが実施され、学習成果の測定、教育改善に利用されている。学位論文審査基準を設定したうえで、学位論文等の指導や審査を通じ、学位授与の方針に示した学生の学習成果を把握しており、その結果は適切に行われている。

学習成果の把握・評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援として、IR推進センターを設置しており、情報・分析結果を活用している。（GPA分布、修業年限内卒業率等）情報・分析結果等は、FD委員会を通じて全学的に情報共通されている。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

- ・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 大学全体

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教務委員会においてカリキュラムの点検・評価を実施している。点検・評価に当たっては、前年度の各科目の履修者数、単位

修得者数や科目区分ごとの修得状況など学習成果の測定結果を活用している。

FD委員会において、3つの方針の設定に関する大学の基本的な考え方や理念・目的との関連、策定の方針を定め、全学的な管理を図っている。

また、学生に対し、授業評価アンケートを行い、教育に対する満足度、学習に対する意識・傾向、学習成果の自己評価、シラバス内容の適切性について、確認している。

授業評価アンケート集計結果をもとに実施科目ごとに所見（記述回答等に対するコメント及び改善のための方策）を教員に求めている。教員はアンケート結果を次年度のシラバス作成に活用することになり、FD委員会ではアンケート結果と教員のレポートを基に、教務委員会、教授会で報告している。

美術大学の成績評価の形態として、制作された作品に対する講評会が開催される。課題制作の取り組みから完成までに2から3回の講評会が行われている。複数の教員と学生が集まって作品・論文・研究発表を実施し、合同で審査や講評を行っている。学生のプレゼンテーション能力の向上や成績評価だけでなく、教員間の教育成果の検証の場でもある。

(2) 美術学部

授業評価アンケートは、学生から授業についての意見を聴取し、教育成果についての定期的な検証として機能している。前期・後期の2回、全ての授業科目を対象にマークシート形式で実施している。集計結果は、授業担当者がWeb上で確認ができ、学生の記述欄へのコメントや今後の授業改善についての記述をFD委員会で求めており、教育内容・方法の改善と充実に役立っている。

(3) 芸術研究科

授業評価アンケートが実施され、学習成果の測定、教育改善に利用されている。学位論文審査基準を設定したうえで、学位論文等の指導や審査を通じ、学位授与の方針に示した学生の学習成果を把握しており、その結果は適切に行われている。

4.2. 長所・特色

学部、研究科の教育目標に基づき、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページ等により大学構成員に周知し、社会に対して公表している。

卒業制作・論文について指標達成度の高い者に対して、優秀賞等を授与している。

学生の成績結果に記載しているGPA値で自身の学修成果について客観的指標で確認できるようになった。これにより適切な履修計画を立てることができるようになった。

大学院の教育指導体制が、前回の認証評価から改善した。

4.3. 問題点

授業評価アンケートから、自学自習の時間が少なく、単位の実質化が不十分と見られる。また、全学的なFD活動が不十分である。

4.4. まとめ

学部、研究科の教育目標に基づき、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページ等により大学構成員に周知し、社会に対して公表している。

教育課程編成の趣旨に則り、授業の形態と授業の方法等について、学生の知識、技術の発展段階に対応したカリキュラムを作成し、学生が基礎教育から専門教育へスムーズに移行できるよう、指導を行っている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、FD委員会、教務委員会で見直しを行っている。

今後、IR推進センターを活用し、様々な教育に関わる客観的な指標に基づき、本学の教育の質を向上させる取り組みを、FD委員会を中心に活発化していく。

4.5. 根拠資料

- 4-1 文星芸術大学ホームページ ディプロマポリシー（学位授与の方針）
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/diploma_policy.pdf
- 4-2 文星芸術大学ホームページ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/curriculum_policy.pdf
- 4-3 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学美術学部履修規程
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/regulation_course.pdf
- 4-4 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/regulation_graduate_course.pdf
- 4-5 Web シラバス
<https://portal.bunsei.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>
- 4-6 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学学位規程
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/regulation_diploma.pdf
- 4-7 文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院学位論文審査基準・学位論文審査細則等
<https://geidai.bunsei.ac.jp/about/disclosure/>

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の観点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
--

(1) 大学全体

本学では、建学の精神である「三敬精神」、教育理念及び教育目標に基づき、学部、大学院研究科において、それぞれが求める学生像を示している。

本学のアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）は、これらを十分に踏まえて定められており、大学ホームページ（資料5-1【ウェブ】）、学生募集要項（資料5-2【ウェブ】）及び学生便覧（資料1-3、6頁）に、「三つの方針」（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一つとして提示、公表している。アドミッション・ポリシーの適切性については、他の方針とともにFD委員会において毎年議論し、点検している。

求める学生像は、オープンキャンパスや進学説明会、出前授業等を通して本学の受け入れ方針として説明するなど、理解してもらう機会を継続的に設けている他、本学が主催するゼッサン講習会や教員展、学園祭、卒業制作展等においても教職員が直接説明している。

また、障がいのある学生の受け入れに関しては、学生募集要項（資料5-2【ウェブ】、3頁「9. 受験上の諸注意（8）」）に、受験時に配慮が必要な場合の事前相談の案内を記載している。

(2) 美術学部

美術学部のディプロマ・ポリシー及び学力の3要素（「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度」）を踏まえ、学部におけるアドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページ（資料5-1【ウェブ】）、学生募集要項（資料5-2【ウェブ】）及び学生便覧（資料1-3、6頁）に示している。

(3) 芸術研究科

芸術研究科では、本学大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ（資料5-3【ウェブ】）等に公表している。

評価の観点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法については大学・大学院ともに入学試験・学生募集委員会において議論し、年度ごとの学生募集要項に反映させ、周知している。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の観点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の観点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の観点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の観点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の観点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

(1) 大学全体

学生募集については、アドミッション・ポリシーを踏まえ、年度ごとに「学生募集要項」を作成、整備し、それに基づいて学生募集活動を行っている。

「学生募集要項」の作成に当たっては、学内に設置する「入学試験・学生募集委員会」において、入学試験方法等について、入学試験に係る課題や本学を取り巻く学生募集環境の変化等を十分に踏まえ、入学試験の方法・回数等を検討し、必要に応じて修正・改善を図っている。検討に当たっては、2023年度より同委員会内にWGとして「入学試験企画検討チーム」を設け、機動性をもって対応することとしている。

直近の検討例として、2021年度入学試験より実施している総合型選抜入学試験の改善を図り、2025年度入学試験より新たに、高等学校において取り組む諸活動を入学試験に活かすことができるよう「総合型選抜入学試験（探究活動型）」を導入することとしている。

なお、学生募集にあたっては、ホームページ（資料5-2【ウェブ】）に学生募集要項を掲載し、入学試験の内容を公表している。その上で、情報化の進展に対応し、SNSやメールアプリを活用した情報提供に取り組むとともに、受験専門誌、美術・芸術雑誌等への広告掲載、さらには、高等学校・美術予備校訪問、大学説明会への参加・開催、オープンキャンパスでの進学説明等幅広い広報・学生募集活動を行っている。特に、高等学校訪問は、事務局広報入試課と教員の協同体制で行っており、栃木県内の全高等学校等に加え、福島県、茨城県、群馬県等近隣都県まで拡大し、実施している。さらに、高等学校等からの要望に応え、高校生と直接接することができるよう、出前授業や各学校内説明会等に出向くなど、本学教員のスキルを生かした対面型の学生募集活動にも力を入れている。

入学者選抜においては、透明性や公正性を一層確保するために、教授会、研究科委員会を基にした「判定会議」で厳密な審議を経て、可否を決定しており、その結果は受験者の希望により情報公開に応じている。

(2) 美術学部

本学の入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーに基づき、様々な資質を持つ学生を確保することを目的に①総合型選抜入学試験（入学意欲や専門適性を評価）、②学校推

薦型入学試験（系列校・指定校推薦入試：高等学校長の推薦により、高等学校での学習・生活状況、適性を評価）、③一般選抜入学試験（国語の学力と実技を評価）、④大学入学共通テスト利用入学試験を行っている。その際、受験機会の公平性を担保するために、総合型選抜入学試験・一般選抜入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験は複数回実施している。

一方、幅広い学生の受け入れを目指し、主に外国人留学生を対象にした外国人留学生・帰国生入学試験、編入学試験、社会人対象試験を実施している。入学試験実施体制は入学試験実施・作問部会内規（資料5-4）に基づき入学試験実施専門部会と入学試験作問専門部会で組織されている。

学科・論文試験の採点は試験終了後、採点室で集められ予め定められた教員によって速やかに採点が行われ、その結果が教務課の担当者に渡される。採点は2名で行われ、1名が確認の再採点を担う。

実技試験の採点は、受験番号と氏名を伏せた状態で、答案作品を一箇所に集め各専攻教員全員で採点一作品ずつ採点し、全てを採点後に受験番号と照合して、その結果を教務課の担当者に渡す。

面接試験は2名以上の教員で行われ、得点は担当者数で平均化する。

入学試験における実技試験会場の監督は学科試験の場合と異なり教員は携わらない。試験会場の監督者は職員（教務助手）が担当している。実技試験会場の監督に教員が携わらないことは、受験者と作品の一致における不正の回避と公正性を確保するためである。

(3) 芸術研究科

博士前期課程の入学者選抜方法は、実技試験、持参作品、面接（提出書類：研究計画書、活動報告書）による入試を年2回実施しており、学生募集の内容はホームページおよび博士前期課程入学試験要項（資料5-5）で周知している。

博士後期課程の入学者選抜方法は、小論文、持参作品、面接試問（提出書類：研究計画、活動報告書）による入試を年1回実施している。面接試問は、実技担当教員と論文指導担当教員による複数教員が担当している。

学生募集の内容はホームページおよび博士後期課程入学試験要項（資料5-6）で周知している。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の観点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率【学士】
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

(1) 大学全体

美術学部は、1999年開学当初より入学定員135名、編入学定員5名、収容定員550名

として学生募集を行っていたが、開学数年後から入学定員を充足するに至らず、収容定員を大きく割ってきたことから、2014年度より入学定員の規模を縮小し適正化を図るため、入学定員を40人減じ、95人に変更し、収容定員を550名から390名（内、編入学者数10名）に減員することとした。

研究科の入学定員は、博士前期課程20名（収容定員40名）、博士後期課程5名（収容定員15名）としている。

2023年度現在、美術学部における収容定員充足率は、85.1%、研究科における収容定員充足率は63.3%となり、共に未充足状態が続いている。

(2) 美術学部

入学定員充足率、収容定員充足率が未充足の状態が続いているが、過去3年間を振り返ると、共に改善傾向が見られる。入学定員充足率は、2021年度が77.9%、2022年度が87.4%、2023年度が90.5%となっている。また、収容定員充足率も、2021年度が77.9%、2022年度が81.0%、2023年度が85.1%となっている。

特に、2024年度入学試験においては、出願者数が284名、合格者数が159名となり、2023年度入学試験に比して、大幅に増加していることから、2024年度においては、定員を確保するとともに、収容定員充足率も90%を超える見込みとなっている。（2024年3月10日現在）

表 5-1 【年度入学者数と在籍者数】

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
美術学部	入学者数	84名	82名	74名	83名	86名
	／入学定員	95名	95名	95名	95名	95名
	充足率	88.4%	86.3%	77.9%	87.4%	90.5%
	在籍者数	278名	291名	304名	316名	332名
	／収容定員	390名	390名	390名	390名	390名
	充足率	71.3%	74.6%	77.9%	81.0%	85.1%

(3) 芸術研究科

博士前期課程・博士後期課程ともに、収容定員充足率が未充足の状態が続いているが、学部同様に過去3年間を振り返ると、改善傾向が見られる。2021年度に36.4%であったものが、2022年度には52.7%、2023年度は63.6%になっている。2024年度入学試験においては、博士課程前期課程が、出願者数124名、合格者数30名、また博士課程後期についても出願者数5名、合格者数3名となっている。このことから2024年度における収容定員充足率も90%を超える見込みとなっている。（2024年3月10日現在）

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 大学全体

入学試験に関する業務を円滑に執行する組織として、入学試験・学生募集委員会（資料5-7）を設置している。本委員会は、主に入学試験に係る実施方法等に関する事項と学生募集に関する事項について、前年度事業計画を見直し、その評価結果に基づき、年度ごとの事業計画案を策定し、その後、教授会および研究科委員会で審議、決定している。なお、2023年度よりこれらの事項に関して、きめ細かく点検・評価・企画等を行うとともに、より機動性を持って、迅速かつ的確な事業実施を目指し、「入学試験・学生募集委員会」内に、WGとして「入学試験企画検討チーム」を設置している。

(2) 美術学部

入学試験・学生募集委員会を定期的開催し、効果的な学生募集活動の在り方を踏まえ、事業計画の原案を作成し、教授会での審議を経た上で、決定、実行することとしている。原案作成にあたっては、課題の抽出、検討課題の諮問を行うなど「入学試験企画検討チーム」との効果的連携に配慮している。その結果、例えば2022年度より、適切に外国人留学生を募集することが課題となったことから、日本語学校等に在籍する外国人留学生を対象に「入学試験事前相談会」を実施することとした。また2025年度入学試験から、高大連携や高等学校における探究学習の導入等に対応するため、新たな入学試験方法として「総合型選抜入学試験（探究活動型）」を導入、実施することとしている。

(3) 芸術研究科

研究科においても、現在の本学の組織体制の状況を考慮し、学部同様の「入学試験・学生募集委員会」並びに「研究科委員会」において、学生募集および入学者選抜方法等の検討を行っている。

5.2. 長所・特色

〈オープンキャンパスへの参加者数の拡大〉

2024年度入学試験については、2023年度に実施したオープンキャンパス来場者の内、57%が受験し、合格者となっている（2024年3月現在）。オープンキャンパス来場者の本学入学率が高いことから、来場型オープンキャンパスの参加者を増やしていくことが重要と捉えており、パンフレット等の送付や、各種ネットワークを利用した情報提供により、参加者促進を図っている。オープンキャンパスは、本学の魅力を発見し、出願意思を持つに至る契機となる有効な機会であることから、本学への魅力をより一層感じ、本学への入学を強く意識してもらえるプログラムの企画立案に取り組み、本学の魅力を発信するプレゼンテーション機会の創設・充実、体験・模擬授業の拡大、保護者向け大学説明機会の創設等に着手している。

オープンキャンパスは、2012年度から年間5回実施していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2021年度から年間4回の実施としているが、2022年度参加者が271名となり、年間5回実施時期とほぼ同等の数字に回復し、2023年度は393名と増加している。今後の目標数としては、常に300名以上を目指すこととする。

2024年度からは、オープンキャンパスにおいて、継続して学ぶことができ、そのことが本学入学試験にも結び付く探求講座を実践化することとしている。

〈高校生を対象とした各種主催事業の実施〉

本学が持つ芸術に係る教育力を生かし、高校生を対象とした学ぶ機会を主催講座として実施している。具体的には、「高校生対象芸術公募展」、「トチギデッサングランプリ」、「デッサン講習会」を開催している。特に「高校生対象芸術公募展」については、2023年度より、これまでの「BUNSEI CUP」から、より対象が明確に伝わるよう名称変更したことにより、出展数が300点を超えるなど浸透、拡大している。2024年度入学試験については、2023年度実施の「高校生対象芸術公募展」に出展した内、16名が受験し、合格した。(2024年3月現在)

5.3. 問題点

〈入学定員の確保に向けた取組〉

本学においては、入学定員に対する充足率が未充足である状態が続いており、ひいては収容定員充足率の未充足につながっている。一方、こうした状況に関し、前述のとおり、近年改善傾向が見られるようになっている。

本学における直近5年間の入学試験状況を見ると、常に100名を超す出願者数となっているが、入学定員に比して歩留率を考慮した合格者数が不足する、すなわち不合格判定が多すぎることが入学定員充足率未充足の一要因になっており、今後は、学生募集活動の改善等を通して、出願者数の一層の増加を図ることはもちろん、これまでの本学入学試験に係る統計数値等を十分に踏まえ、入学につながる必要合格者数を明確にし、確保することで定員確保に結びつけていくことが必要である。

そのため、出願者数、受験者数、必要合格者数等の入学試験に係る数値等について、当該年度の入学試験ごとに、上位の意思決定会議である「部局長会議」において、的確に把握、進行管理を行い、入学試験ごとに行われる合否判定会議との意思疎通を図るなど全学的共通理解の下で定員確保を図っていくことが必要であり、こうしたことを踏まえ、2023年度入学試験より「入学試験進行管理調整会議」を開催している。

5.4. まとめ

本学は、1999年の開学以来、北関東唯一の芸術系大学として伝統文化に根付いた芸術文化の活用に基盤を置くなど、地域社会等との連携を視野に入れた教育活動を展開する中、デザインやマンガに対する社会的需要の高まり等本学に対する一定の社会的期待も寄せられる状況にある。しかし、一方で、こうした期待感に反し、長年に亘る入学定員充足率未充足状態など学生募集の在り方が大きな課題となっている。

今後は、本学の特色ある教育活動を通して、社会的期待に応えられる人材育成に取り組んでいくためには、本学のアドミッション・ポリシーを十分に踏まえるとともに、的確な学生募集活動を展開し、しっかりと定員を確保することがまず求められる。今後も、定員確保に向け、全学的な取り組みをさらに強化していきたい。

5.5. 根拠資料

- 5-1 文星芸術大学ホームページ 入試案内
<https://geidai.bunsei.ac.jp/nav-exam/>
- 5-2 文星芸術大学ホームページ 学生募集要項（総合型選抜入学試験 [併願型]）
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/pdf/exam/exam-ao/app_2024_ao.pdf
- 5-3 文星芸術大学ホームページ アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/admission_policy.pdf
- 5-4 文星芸術大学入学試験実施・作問部会内規
- 5-5 文星芸術大学ホームページ 博士前期課程入学試験要項
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/pdf/gschool/exam-master/app_2024_master.pdf
- 5-6 文星芸術大学ホームページ 博士後期課程入学試験要項
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/pdf/gschool/exam-doctor/app_2024_doctor.pdf
- 5-7 入学試験・学生募集委員会規程

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の観点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の観点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(1) 大学全体

学校法人宇都宮学園就業規則（資料6-1）第5条には、応募資格として

- ①採用時の年齢が満18歳以上であること。
- ②心身が健全であること。
- ③思想穏健で、学園の建学の精神に共鳴し、組織人として協調性があること。
- ④資格が必要な場合は、それを証する書面があること。
- ⑤刑事事件で処罰され、又は懲戒解雇されたことがないこと。

が挙げられているが、大学として求める教員像の明確な規程はない。『自己点検・評価報告書2016』（資料6-2）には「建学の精神を理解し、本学の理念・目的を実現するための高い能力と意欲をもって研究・教育に当たる者」とある。

「文星芸術大学教員資格審査基準」（資料6-3）には「人格、識見のすぐれた者」で、「研究業績、教育業績及び教授能力並びに健康状態」について教授、准教授等の職階ごとに所定の条件を満たしている者とある。

「文星芸術大学教員資格審査基準」第1条には、「文星芸術大学教員の採用及び昇任の選考は、学歴、教歴、その他の職歴、研究業績、研究員歴、又は、作品、技能及び人格識見、健康」を基準とすることが述べられており、第2条から第6条までに、それぞれ教授、准教授、講師、助教、非常勤講師等についての要件が示されている。

教員組織の編制に関する方針としては、文星芸術大学学則（資料1-1【ウェブ】）第6条に「本学に学長を置く。」とあり、また、第6条第2項には、「本学に副学長を置くことができる」とある。第6条第4項に、「本学に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。」としている。第6条第3項(1)では、「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。

教員を構成員とする教授会規程（資料6-4）と研究科委員会規程（資料6-5）を制定し学部・研究科内の連携・調整を促進する体制を整えている。

学則第8条では部局長会議（資料6-6）について定めている。部局長会議の構成員は、学長、副学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長である。なお、部局長会議は学長の諮問に応じて、第9条に示されている事項、すなわち、①学則その他重要な規則の制定改廃に関する事、②学部・学科の設置廃止に関する理事会の諮問事項、③入

学試験に関すること、④教育研究に関する重要な施設の設置・改廃に関すること、⑤部局間相互の連絡・調整に関すること、⑥大学運営に関する重要事項、⑦その他理事会の諮問事項について協議する。したがって、大学運営の方針は部局長会議で議論される。また、部局長会議のメンバーは、それぞれの任務に応じて大学の教育研究に係る主要な責任を負っている。

(2) 美術学部

本学の理念・目的を十分に理解したうえで、優れた教育活動を行い、専門分野における知識・技能の成果を本学の教育に反映させるとともに、社会的責任を果たす使命感が求められる。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の観点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

専任教員数（資料6-7）は、2023年5月1日現在教授11名、准教授1名、専任講師4名、助教1名の計17名で、大学設置基準上必要な専任教員数17名、教授数9名を満たしているが、専任教員数は最低限の人数である。また、実技系の授業で教員の補助をする教務助手も5名配置している。

評価の観点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

専任教員の年齢構成は、71歳以上が0名（0%）、61歳～70歳が4名（23.5%）、51歳～60歳が7名（41.2%）、41歳～50歳が4名（23.5%）、31歳～40歳が2名（11.8%）、30歳以下が0名（0%）となっている。また、女性教員の割合は29.4%（17名中5名）である。

学部運営に必要な事項の検討および協議については、教授会の下に各種の委員会（資料6-10）が置かれている。専任教員は一人当たり3つ程度の委員会に所属し、委員会での議論を教授会に報告している。学長は将来計画委員会および人事委員会、副学長は教職課程委員会、FD委員会、学部長は入学試験・学生募集委員会、図書館長は図書委員会、教務部長は教務委員会、学生部長は学生委員会、就職委員会の委員長を担っている。

大学院には研究科長が置かれ、現在副学長が兼務している。研究科委員会は教授会との兼務である。したがって、助教も研究科委員会に所属している。

研究科担当教員は、美術学部専任教員との兼務で、教授が研究指導教員となり、准教授、専任講師が研究指導補助教員となっている。また、研究科は高い専門性が要求されるので、大学院生の希望分野を指導する専任教員が不足する場合には適宜特任教授を採用して対応している。

授業科目と担当教員の適合性の判断は、教務委員会で行っている。教務委員会には各専攻の教員が複数名所属しており、翌年度のカリキュラム編成に際し、授業科目（新設科目、既設科目）の内容と担当教員の適合性を事前審査し、各専攻で検討した結果を教務委員会で改めて審議する。その後、教授会で承認を得ている。新たな非常勤講師などを依頼する場合は履歴書を教務委員会に提出している。教員の授業担当負担の公平性もこの過程で検討される。専攻ごとの専任教員数は、次のとおりである。（表 3-1）

表 3-1 【各専攻の専任教員数】

専攻名	教授	准教授	講師	助教	計
デザイン	3名		2名		5名
マンガ	2名		1名	1名	4名
総合造形	4名	1名	1名		6名
(教養)	2名				2名

学部の在籍学生数（デザイン 107 名、マンガ 149 名、総合造形 76 名）を考慮するとマンガ教員の負担が大きい。総合造形では、2名の教員が講義系（美術史）の科目を担当しており、デザイン・総合造形の教員は1年生の共通基礎を担当していること、また、大学院ではマンガの学生が少ない（デザイン 17 名、マンガ 5 名、総合造形 13 名）ことから、専攻間の負担に偏りは明確には認められない。

教職員の協働・連携については事案の内容に応じて各委員会レベル、部局長会議内及び学長・事務局長間で調整している。

評価の観点 3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

ティーチング・アシスタント（TA）及びチューデント・アシスタント（SA）の活用に関しては規程（資料 6-8、6-9）を定め、規程通り運用している。

評価の観点 4：教養教育の運営体制

教養教育に関わる専任教員は2名で、いずれも教職関連科目を担当しているため、多くの教養科目を非常勤講師が担当している。カリキュラム編成、採用については教務委員会、教員評価についてはFD委員会が担っている。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の観点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する
基準及び手続の設定と規程の整備

評価の観点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、芸術を広く教授するものであり、それぞれの分野で活躍し、多くの実績を持つ教員を採用することに心掛けている。

教員の募集は公募により行われているが、その明文化された規程はない。

教員の選考については、「教員選考規程」（資料6-11）、「教員資格審査基準」（資料6-3）、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目」（資料6-12）において、具体的かつ詳細に定め、人事の透明性、公平性に配慮している。

教員選考規程では、教員の採用及び昇任の選考は、教員人事委員会で審査され（第2条）、教授会の審議に基づいて学長が行い（第1条）、理事長が任命する（第1条第2項）こととなっている。

教員人事委員会は年3回の開催を原則としている。5月頃退職予定教員や次年度の編制方針を確認し、10月頃昇任候補者を挙げ、新規採用がある場合は公募の手続きに入り、2月頃決定する流れとなっている。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の観点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の観点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

芸術大学にとって、実技系教員の研究活動の大半は作品発表（公募展、個展、グループ展、学会発表等）、社会活動である。異なる専門分野、また、作品と社会活動での評価は同一の基準でとらえられない場合が多く、難しい。特にデザイン系の活動においては個人的評価の水準がどの程度か判断が困難なものもある。したがって大学として評価方法やその基準を特に明確に定めていないが、毎年度個人調書の更新を求めており、経歴、研究業績、教育業績、社会活動について報告させており、教員の任免・昇格の選考基準において、個人調書の内容を大きな判断材料としている。また、文星紀要に1年間の活動歴について、主なもの10件まで記載することを義務付けている。教授会における個人活動の発表、紀要への論文・作品掲載も評価材料としてとらえている。

大学教員の教授内容の充実については、資質、能力向上が必須であり、個人の研究活動の充実が基本になる。この研究活動を大学の理念・目標・教育内容、方法に合わせて生かすことが出来ているかが、重要なポイントである。

個人の研究活動において、実技系教員は、制作発表（公募展、個展等）、講義系教員においては、学会、講演会、出版物等を通して研鑽している。その活動については、教授会等の場において公表し、お互いの教員の活動が分かるような形となっている。

授業評価アンケートの結果は教員にフィードバックし、教員は授業改善のための報告を

作成する。その結果はFD委員会で検討している。

学長、副学長、学部長による教員の人事考課を毎年行っており、結果を一部ボーナスに反映させている。また、2022年度より、前年度の研究業績が不十分な教員に対しては、個人研究費の支給を停止することとした。

大学全体でFD研修会を実施しており、2021年、2022年はオンラインによる研究倫理の研修を実施した。

評価の観点3：指導補助者に対する研修の実施

TA等は、TA等を使用する教員が指導監督することとなっているが、全学的な研修は実施していない。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

FD委員会、教務委員会などで、授業評価アンケート、学生の成績情報、留年率・退学率など、また、人事委員会や学長・副学長・学部長による人事考課などでは年齢、研究業績、教育業績、社会活動などの客観的なデータに基づき、改善が図られている。

例えば、年齢などの分析から非常勤講師の高齢化が指摘され、2025年度には年齢のバランスを改善するために、2024年度の実施が教務委員会で決定された。

6.2. 長所・特色

教員の定年を70歳から段階的に60歳まで引き下げたことにより、2009年度には42.5%であった61歳以上の教員の割合が2016年度には27.3%、2023年度には23.5%に低下したことは評価できるが、現在50代の教員が多く、数年後にはまた高齢化する可能性がある。教員の年齢のバランスをよくするためには今後、若手を計画的に採用していくことが必要である。

6.3. 問題点

財務改善の必要から大学設置基準下限の専任教員数で大学を運営してきたが、学務の負担から十分な教育研究のための時間が取れない状況がある。仕事の効率化が可能かの精査は必要であるが、学生数が増加し、財務が改善傾向にあるので、教員数を増やして教育・研究を充実させていく検討を始める段階に来ていると考えられる。

6.4. まとめ

教員組織の編成に関しては規程が整備され、規程に従って実施されている。また、教員の

教育・研究業績について、様々なデータが収集されている。今後、教員の資質向上のため、FD活動に活用していきたい。

6.5. 根拠資料

- 6-1 学校法人宇都宮学園就業規則
- 6-2 自己点検・評価報告書 2016
- 6-3 文星芸術大学教員資格審査基準
- 6-4 文星芸術大学教授会規程
- 6-5 文星芸術大学大学院研究科委員会規程
- 6-6 文星芸術大学部局長会議規程
- 6-7 ホームページ 情報公開 専任教員数（年齢・職階・男女別）
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/number_of_faculties.pdf
- 6-8 ティーチング・アシスタント規程
- 6-9 スチューデント・アシスタントに関する規程
- 6-10 各種委員会名簿（2023.5.10）
- 6-11 文星芸術大学教員選考規程
- 6-12 文星芸術大学教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の観点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生便覧（資料1-3、25頁）の「学生生活案内」に示している。学生が有意義な学生生活を自ら創造し開発していくために本学の運営組織はつくられており、学生生活の支援については、主にキャリア・学生支援センターが担っている。センターの業務の目的は、どの学生も平等に質の高い高等教育を受けることのできる、教育環境作りにある。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の観点1：学生支援体制の適切な整備

キャリア・学生支援センターでは、学費や生活費等の経済的理由で修学が困難な学生への奨学金相談、発達障害や精神障害等をもつ学生、また近年、入学生が増加している外国人留学生からの様々な相談等を含めその実態と生活状況の把握にも努めている。ここ4年間、コロナ禍の影響で活動を自粛していた大学でのサークル活動、スポーツ大会、大学祭も通常活動に戻つつ活気ある大学生活を送れるよう努めている。

教員においては、担任制を導入し、学生が抱える学業、進路、生活面等、様々な悩みを気軽に相談できる体制を整え早期の問題発見と解決に努めている。また、年2回、指定の期間に担任をするすべての学生との個別面談を通し、身近な存在としてサポートしている。また、オフィスアワー（資料7-1）を開設し、どの専任教員とも学業に対する質問や相談ができるよう研究室を開放している。

評価の観点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援

- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生の修学支援に関しては、教務課を中心に担当している。学生への補習・補充教育に関しては、定期試験後に、成績不良の学生に対して補習を行っている。更には、学生の履修状況や単位取得状況によって、教員が個々に学生と面談した後、補習を実施している。

留年者については、卒業判定・進級判定会議を経て決定される。決定後、保証人に留年通知書と成績を送付し、新年度までに教員と面談を行い、履修にあたってのアドバイス、相談・指導をしている。

学生から休学や退学の希望が出た場合は、担当教員と面談し、休・退学願を提出させている。学生異動があった場合は、教授会において担当教員が可能な限り経緯の説明を行うことになっている。

学生の成績、GPA を活用した成績不振者、留年、休学、退学（資料 7-2）、除籍等の情報は IR センターで分析し、適宜教務委員会、FD 委員会に報告される。

正課外教育としては、美術系の大学のため、授業以外にもパソコンルームや実習室などを可能な限り開放している。また、専攻・ゼミ単位で教員学生合同のグループ展を実施したり、学生の個展・グループ展では、教員もギャラリーの紹介をしたり、展示のサポートを行ったりして卒業・修了制作展につなげている。

本学ではコロナ発生の初期に Microsoft Teams を導入したことにより、自宅等からのオンラインミーティングや遠隔授業、チャットによる個別相談にも対応可能となっており、コロナ収束後も利用されている。学内である程度 Wi-Fi 環境は整備しているが（第 8 章参照）、パソコンやルーター等の貸し出しは行っていない。

留学生は、近年ほぼ全員が中国人であり、学生数が増加しているため、留学生支援室を設け、中国人スタッフ 2 名を採用している。2022 年度までは 2 名週 3 日勤務の非常勤だったが、2023 年度からは 2 名のうち 1 名を常勤嘱託として支援体制を充実させた。在留管理や 1 年生の授業での通訳、様々な学生生活相談などの業務を担っている。2023 年度より日本語能力検定 N1 取得者に 5,000 円を給付することになり、N1 取得者が増加している。

障害のある学生に関して、2018 年度より「文星芸術大学における障害のある学生支援規程」（資料 7-3）（及び「障害学生支援に関する基本方針」、「障害学生支援の流れ」）を策定し運用している。教員の理解も深まりキャリア・学生支援センター、保健室、カウンセラーが一体となって取り組む支援体制が整いつつあり、支援を希望する学生の割合が増加した。

奨学金に関しては、本学では、「日本学生支援機構」からの奨学金制度について紹介することが、主な修学支援となっている。修学支援としては、特待制度、成績優秀者に対する授業料免除制度などにより授業料の一部給付を行ったり、学外奨学金制度を積極的に紹介したりしている。今年度は、新たに外国人向け奨学金として 2023 年度ロータリー米山記念奨学金 1 名、飯塚毅奨学金 1 名、あしぎん国際交流財団奨学金 1 名の採用があった。

授業料の延納、分納の相談については、総務課経理担当の職員が対応している。

表 7-1 【修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金の利用者数とその割合】

総人数	授業料減免	給付	第1種	第2種	総学生数
144名	19名	19名	38名	68名	291名
49%	6%	6%	13%	23%	
139名	19名	19名	41名	60名	304名
45%	6%	6%	13%	19%	
146名	22名	22名	41名	61名	316名
43%	6%	6%	13%	19%	

評価の観点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

キャリア・学生支援センターが、年度初めのオリエンテーションにおいて、本学独自の情報も盛り込んだハンドブック『学生生活は危険がいっぱい』（資料 7-4）を活用し、成人なら知っておきたい基本ルールと題して動画配信をする。内容は成年年齢引き下げに伴う「できること、できないこと」、薬物・喫煙・アルコール、詐欺・悪質商法、SNSトラブル、ハラスメント防止、心身の病などについて説明する。ハラスメント防止については文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程（資料 7-5）第3条に掲げ、防止に努めている。

保健室においては、健康診断・健康調査・メンタルヘルスケアアンケートを通して学生の心身の健康維持、安全・衛生への配慮を行っている。カウンセラー（臨床心理士・公認心理士師）を配置し保健室を窓口として個別相談（カウンセリング）に応じている。

表 7-2 【保健室利用件数と主な理由】

	2020年度	2021年度	2022年度
利用数	131名	160名	140名
在籍比	43.2%	48. %	40.9%
主な来室理由	ケガの応急処置・相談（身体的・精神的） ベッドでの休養（体調不良等）・体温測定		

表 7-3 【カウンセリング室利用件数と主な理由】

	2020年度	2021年度	2022年度
利用数	128名	113名	119名
在籍比	42.2%	34.5%	34.8%
主な来室理由	心理性格・進路修学		

評価の観点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

進路支援は、生活支援と共にキャリア・学生支援センターが一括して行っている。年間計画の中で外部講師によるキャリアガイダンス、学内企業説明会等の実施案内や求人票の掲載を学内で整備している Microsoft Teams を活用して配信している。また、週1回新卒応援ハローワーク（就職ナビゲーター）が来学し、就職相談室をキャリア・学生支援センター内で開設し相談に応じている。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定に関しては、大学院の8月に実施される中間発表会、2月に実施される研究報告会の際にレジュメ作成、プレゼン資料作成、発表のリハーサルなどのスキルが集中的に指導される。

評価の観点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

サークル活動、ボランティア活動等についてはキャリア・学生支援センターがサポートしている。サークルの設立は学生委員会で承認され、活動には助成金が支給される。また、スポーツ大会、大学祭の実施主体は学友会であるが、キャリア・学生支援センターが支援している。また、教職員もサークルの顧問として学生をサポートしている。

評価の観点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生委員会では、適宜学生生活に関するアンケートを実施し、その結果を分析している。最近の学生からの要望では、トイレ、エアコン、学食に関するものが多い。このような学生生活のアメニティに関わるものについては、改善策を学生委員会及び ICT 施設整備委員会で話し合い、教授会に報告・提案している。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学生生活に関わる様々な客観的なデータ（資料7-6）を IR センターで分析し、学生委員会、就職委員会、教務員会、FD 委員会等で検討し、改善策につなげている。

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教務委員会では、留年者数の検討からキャップ制の上限の緩和(40単位から46単位へ)、前期不合格者への後期補習の実施などの変更を行い、留年率の改善傾向へつなげるなど、学生支援の多くの面で改善・向上への取り組みが見られている。

7.2. 長所・特色

学生生活の支援に関しては、キャリア・学生支援センターが適切に行っている。

キャリア・学生支援センターと就職委員会が連携して未内定者の把握と学生への面談を行い、内定率を高めるよう努めている。

障がいのある学生の受け入れ体制や、留学生に対する支援体制が整備されてきている。

学生の受講状況や成績に関する情報を活用し、早めに対応することにより留年・休学、中途退学の改善に取り組んでいる。

7.3. 問題点

退学者対策並びに障がいのある学生への対応として、キャリア・学生支援センターと保健室、学内カウンセラーおよび各専攻教員との連携を強化し、より早い段階での学生相談および配慮が可能になるようネットワークを構築・強化していく必要がある。

経済的事情の悪化により学業継続に深刻な影響を与えることから、退学者の中には潜在的な理由として経済的事情を訴える学生が含まれているが、本学独自の奨学金制度が成績優秀等を条件とする目標達成支援型のため受給者数が少ないのが現状となっている。今後、受給者数を増やす方策が必要と考えている。

進路支援としては、学内企業説明会の機会を多くし、学生にとって常に就活について身近に考えてもらい、学外での企業説明会や求人情報の収集に積極的に参加できるようにしていきたい。また、学生アンケート等から、大学で学んだ専門性を生かせる就職先が少ないという意見が多いので、デザイナーなど、専門職として採用される職場の開拓に教職員協働で力を入れていきたい。

留学生の中にも日本で就職したい者が増加傾向にあるので、支援体制の充実が必要である。

7.4. まとめ

本学は、地方の小規模な大学としてきめの細かい、顔の見える学生支援を行っている。

本学では、入学時に基礎的な美術スキルが十分ではない学生も多いので、1、2年次では基礎力の習得に力を入れており、留年、退学対策につなげている。

今後、財務状況の改善とともに、キャンパスアメニティを充実させ、学生の満足度を上げていきたい。

7.5. 根拠資料

- 7-1 文星芸術大学ホームページ オフィスアワー
<https://geidai.bunsei.ac.jp/campus-life/office-hour/>
- 7-2 文星芸術大学ホームページ 在学者数と中途退学者数の推移
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/number_of_dropouts.pdf
- 7-3 文星芸術大学における障害のある学生支援規程
- 7-4 『学生生活は危険がいっぱい』
- 7-5 文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程
- 7-6 文星芸術大学ホームページ 就職者数・進学者数・進路状況
https://geidai.bunsei.ac.jp/wp-content/themes/bunseiuniversity/assets/images/pages/about/disclosure/career_overview.pdf

第8章 教育研究等環境

8.1 現状説明

8.1.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の観点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学においては、明確な教育研究等環境に関する方針は定めてはいないが、大学の教育理念や教育目標を実現するために、適切な施設・設備等を整備し、教育研究の環境を整えている。

8.1.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の観点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の観点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、栃木県宇都宮市にキャンパスを構え、教育研究活動に必要な施設を備えている。面積は、2023年5月現在、校地面積 33,633.6 m²、校舎面積 20,702.9 m²であり、設置基準上必要な校地・校舎面積を十分に満たしている。併設していた宇都宮文星短期大学が、2023年3月をもって閉学となったことにより、共用していた校地・校舎は全て文星芸術大学の所有とした。

本学は日光街道沿いにあり、遠く日光連山を眺望できるといった大変自然美に恵まれた環境の中にある。街道に面しているため、車の騒音が気になるところではあるが、街道沿いに樹木も多く、本学周囲にも生垣をめぐらせており、授業等への支障は感じていない。また、街道東側にバイパスが開通したことにより、交通量が緩和され、さらに騒音は減少した。

交通アクセスについては、公共交通機関のバス停が正門前にあるほか、本学の学バスが最寄り駅である JR 宇都宮駅（東武宇都宮駅経由）とキャンパスの間を往復運行しており、学生や教職員の通学・通勤を支援している。

ネットワーク環境については、学内で 1Gbps 通信ができるよう、各棟の各階にフロアスイッチを設置し、サーバ室通信機器より光ケーブルで接続し、安定したインターネット環境になっている。Wi-Fi については、2022年度より一部のエリアに設置をしており、BYOD（持ち

込みPC等)に対応できるようにしている。

ICT環境としては、2022年度よりポータルシステムを導入し、教務関連(成績、シラバス、授業登録、時間割等)を学内だけではなく、学外からでも閲覧、登録ができる環境を整えた。また、コロナ禍におけるオンライン授業への対応として、Microsoft Teamsを全学で使用できるように展開し、オンライン授業だけではなく、学生個人への連絡ツールとして利用している。ポータルシステムは掲示及び授業利用、Microsoft Teamsは授業利用及び連絡ツールとして、学内外で利活用している。また、コロナ禍において、学生のオンライン授業用備品として、WEBカメラやインカムなどを用意し、学生に貸出ができる環境を整えている。

セキュリティについては、ファイヤーウォールとしてPaloAlto(パロアルト)を導入しており、望ましくないアプリケーションによる通信をブロックし、許可されたアプリケーションに対しても脅威が潜んでいないかをチェックして、標的型攻撃の脅威に対してセキュリティ強化を行っている。エンドポイントセキュリティとしては、トレンドマイクロApexOneを学内に設置している全てのPCに導入しており、エンドポイントにおけるウィルス対策も行っている。

キャンパス内におけるアメニティ対応は、学生委員会が担っている。現状の改善・将来への対応の要望に関しては、教職員による問題提起のほかに、学生アンケートでの要望や学友会総会での意見・提案には、キャリア・学生支援センターが窓口になって対応している。その他に、授業評価アンケートにおいても施設・機材に関する質問を設け、学生の意見を収集している。

障害者への配慮に関しては、体育館等施設の出入り口の段差のある箇所にスロープ、身障者用トイレ1ヶ所(陶芸棟)、エレベーター2基(管理棟、南実習棟)及び管理棟1階出入り口自動扉などが設置されている。

施設・設備等の維持・管理体制については、学校法人宇都宮学園事務組織規程(資料8-1)第15条で、大学事務局の事務分掌として、施設・設備等の維持・管理等については総務課(営繕関係)の所掌としている。また、文星芸術大学施設管理規程(資料8-2)は、大学の校舎棟、実習棟及び附属施設並びに運動場及び附属設備の管理・運営について定めている(第1条)。同規程に基づき、「文星芸術大学施設管理箇所及び管理担当課(者)」を定め、教職員一体となって施設管理を行うとともに、必要に応じアウトソーシング(業務委託)を活用し、夜間においては警備会社の機械警備で対応している。また、関連施設・設備の異常を感知し、伝達する中央監視システム装置を事務局内に備え付けている。

衛生・安全対策としては、文星芸術大学防火管理規程(資料8-3)で、防火管理組織、火災予防及び災害防御の防火管理について定めている。防火管理組織として「防火対策委員会」を設け(第3条)、同委員会は事務局長(防火管理者)が委員長となり、各班長・火元責任者で構成(第3条、第4条及び第9条)することとなっている。また、災害防御として「自衛消防組織」を編成し(第19条)、「防火教育」(第23条)及び「基礎訓練」(第24条)を実施することとしている。本学は、甲種の資格を有している職員を「防火管理者」に指定し、それを基に「防火管理責任体制」、「火気取締り・火気取扱い責任体制」、を定め、また、「自衛消防隊」を編成して教職員に周知を図り、防火管理等に対応している。

地震・災害等の防災対策として、学生及び教職員を対象に毎年一回避難訓練を実施している。災害備蓄品については、災害時の備蓄品整備計画を策定し、災害時に必要となる食糧品

や避難所用品などの備蓄を進めている。

情報倫理については、2021年4月に「文星芸術大学ソーシャルメディア利用のためのガイドライン」（資料8-4）を制定し、学生には年度当初のオリエンテーションで周知しており、教職員については教授会等において周知している。

8.1.3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の観点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の観点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の図書館は、大学の附属施設として、第1キャンパス内管理棟3階に設置されている（文星芸術大学学則（資料1-1【ウェブ】）第5条第1項）。管理および運営は、文星芸術大学図書館管理規程（資料3-1）をもとに、図書館長をはじめとして、図書・紀要委員会が担っており、その委員会の構成は教授会構成員からなっている。また、図書館の分館として2011年に開館した秋山記念文庫は、独立した書庫建物として、第1キャンパス中庭に設置されており、美術史家故秋山光和氏（東京大学名誉教授）の個人所蔵資料の保存と公開を目的としている。管理および運営においては、文星芸術大学図書館管理規程を適用しているが、その利用に際しては、図書館とは別に秋山記念文庫利用規程（資料8-5）が定められている。約1万点の資料は、美術や美術史関連の他、日本画家の前田青邨関連の貴重な資料も収蔵されている。個人文庫という特殊な資料であることから、現在も資料の整理や分類作業が続いており、自由に閲覧できる性質のものではないが、教員や学生の資料閲覧・複写、講義内で貴重な収蔵資料を紹介するなど、学内利用に供している。今後は学外に向けても広報するとともに、さらなる活用を促していく予定である（表8-1）。

表8-1 【秋山記念文庫利用状況】

	2020年度	2021年度	2022年度
学内	8名	8名	3名
学外		1名	
合計	8名	9名	3名

2023年3月31日現在の蔵書数は、図書53,681冊、視聴覚資料2,246点、雑誌284種である。電子情報については、2013年4月より法情報総合データベース（1種）を契約してい

だが、利用がわずかであったため2022年3月で契約を終了した。ただし、電子資料については、利用者への利便性を鑑みて今後の導入を検討している。蔵書の約98%は開架されており、閲覧の自由度は高いといえる。閉架の資料は貴重書や特殊な形状の資料であるが、館内の展示ケースを利用し、資料の紹介を行っている。図書館を共用していた宇都宮文星短期大学の2022年度閉学に伴い、2021年度より全体的な図書購入冊数は減少しているが、大学の購入冊数に大きな変化はない(表8-2)。美術関連の学術書や美術図集を中心に収集しているため、所蔵図書の分類は芸術分野が全体の約33%と最も多く、専門分野に特化した蔵書構成となっている(表8-3)。また、芸術分野の洋書の収蔵を積極的に進めており、現在は芸術分野のうち約22%を洋書が占めている。

2022年度からは、集密書架内に保管されていた未整備の寄贈図書について、整備を開始した。特に、展覧会図録については、全て開架図書とするために注力して整備を行っており、現在も継続中である。

資料の購入については、教職員および学生から随時購入リクエストを受け付けているほか、教員対象に「購入希望図書調査」を年2回行っている。また、学生選書ツアー(学生が書店の店頭にて直接選書を行う企画)や、書店からの見計らいによる資料の選定も行われ、図書・紀要委員以外の教職員および学生にも参加の機会を設けて、利用者のニーズに沿った資料の収蔵に努めている。

表8-2【所蔵資料の推移】()は前年度比

		2020年度	2021年度	2022年度	除籍 (2022年3月)
図書	大学	314冊	279冊	308冊	
	その他※	349冊	64冊		
	合計	53,611冊(+663)	53,954冊(+343)	54,262冊(+308)	-581冊
視聴覚		2,215(+24)	2,239(+24)	2,251(+12)	-5

※その他は短大購入や寄贈等

表8-3【図書蔵書内訳】(2023年3月31日現在)

	和書	洋書	郷土資料	児童書 (和書)	児童書 (洋書)	合計
0-総記	2,003冊	355冊	113冊	7冊		2,478冊
1-哲学	2,052冊	248冊	15冊	11冊		2,326冊
2-歴史	4,581冊	289冊	339冊	39冊		5,248冊
3-社会科学	6,186冊	842冊	31冊	138冊		7,197冊
4-自然科学	3,301冊	84冊	22冊	175冊	5冊	3,587冊
5-技術工学	2,719冊	451冊	47冊	21冊		3,238冊
6-産業	1,022冊	110冊	9冊	8冊		1,149冊
7-芸術	14,333冊	3,063冊	114冊	80冊	130冊	17,720冊
8-言語	1,892冊	603冊	2冊			2,497冊

9-文学	6,867 冊	1,210 冊	48 冊	116 冊		8,241 冊
K-郷土資料						740 冊
洋書						7,390 冊
児童書						730 冊
合計	44,956 冊	7,255 冊	740 冊	595 冊	135 冊	53,681 冊

国立情報学研究所が提供する、目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加している。また、私立大学図書館協会、日本図書館協会に加入しており、他図書館との情報交換を行っている。

図書館の利用方法については、毎年「図書館利用案内」(資料 8-6) を作成し、図書館入り口で配布している。特に新生に対しては、オリエンテーションで全員に配布し、簡単な説明を行っている。

2019 年 1 月から WebOPAC をインターネット上に公開し、学外からも蔵書目録の検索が行えるようにした (資料 8-7)。

2019 年度からは図書館職員が行うライティング指導の講座を開始した。基礎的なレポートの作成方法や、学内外での資料の探し方、情報リテラシー教育についての講座で、全 5 回の講座を前期・後期 2 回開講している。図書館主導の講座ではあるが、教員と積極的に連携を図っており、レジュメ作成指導の講師等、教員からの依頼に合わせ、講座とは別に講義を行うこともある。

レファレンスサービスについては、中国人留学生が増加してきたことや、会話でのやり取りが苦手な学生が多いことから、利用のハードルを下げするため、2022 年 7 月から館内入り口に申込みの記入用紙を設置した。

学術機関リポジトリの導入については、数年来の懸案事項となっている。2022 年からは、学内 SE に技術的な問題について確認をするなど、導入に向けて具体的に検討を進めている。今後は学術情報を一括して取扱う施設として、図書館を位置づけていく必要性を認識しており、2023 年度から図書・紀要委員会において議論を開始したところである。

図書館は延床面積 851 m²で、収容可能冊数約 6 万 3 千冊である。うち閲覧スペース 476 m²、閲覧席数は 105 席、AV コーナー 22 m²、専用座席 10 席。インターネットに接続可能な情報検索用パソコン 6 台 (うち 1 台は蔵書検索用) が設置されており、利用者は自由に使用することができる。また、館内には無線 LAN 設備が設置されているため、持込みのパソコン等でも自由に学習ができるようになっている。通常の開館時間は、平日が 8:40~18:00 であり、土曜日が 8:40~12:30 である。夏期等の長期休業期間中は、施設の閉門時間に合わせて短縮される。2019 年 3 月~2022 年 3 月まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大学の対応に合わせて開館日・開館時間ともに縮小して運営を行った。これにより、利用者の統計は通常よりも減少している (表 8-4)。またこの間、学外者の利用は中止した。新型コロナウイルスの 5 類移行にともない、2023 年度からは通常開館に戻している。

学内の利用においては、新型コロナウイルス感染症の発生により、通常の本館サービスを行うことは非常に困難を極めたが、本館を閉館していた期間中、宅配便による配達サービス (現在は中止している) を行ったり、インターネットからの図書の予約サービスを開始

したり、従来行ってこなかったサービスを導入して対応した。また、2020年7月から、SNSによる図書館情報の発信も開始するなど、利用者が来館できなくても情報を取得できるように努めた。

懸案であったアクティブ・ラーニングスペースについては、2019年4月から簡易的にはあるが、図書館長室に机・椅子・ホワイトボードを設置し、少人数であれば対応できるようにした。大人数でアクティブ・ラーニングの講義等を行う場合は、あらかじめ席を予約し、他の利用者に周知することで対応している。

学外者の利用方法については、本学のホームページ等（資料8-8）において、情報を公開している。地域貢献の一環として行ってきた、宇都宮市内の中学校における、生徒の職場体験学習の受入れにも継続して協力している。

以上のことから、図書館の資料の整備、および、利用環境の整備は適切に実施されているといえる。

表 8-4 【年間利用状況】

	2020年度	2021年度	2022年度
年間開館日数	262日	245日	230日
年間開館時間	2,090時間	2,057時間	1,948時間
年間来館者実数	410名	1,858名	1,833名

図書館の職員は2023年3月31日現在、専任職員が2名、うち司書資格を有しているのは1名である。図書館長は教員との兼務である。図書館職員のスキルアップが継続的な課題となっているが、国立国会図書館、私立大学図書館協会等から案内されている、遠隔研修の受講やWeb配信のセミナーを視聴することで最新の知見を得られるように努めている（表8-5）。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているといえる。

表 8-5 【遠隔研修等受講状況】

年 度	内 容
2013年	国立国会図書館遠隔研修「図書館と著作権」修了
2014年	国立国会図書館遠隔研修「経済産業情報の調べ方」修了
2015年	国立国会図書館遠隔研修「科学技術情報-概論-」修了
2015年	国立国会図書館遠隔研修「資料保存の基本的な考え方」修了
2016年	国立国会図書館遠隔研修「科学技術情報-科研費等-」修了
2017年	私立大学図書館協会オンデマンド研修図書コース修了
2020年	国立国会図書館遠隔研修「資料デジタル化の基礎」
2021年	国立国会図書館遠隔研修「日本の博士論文の調べ方」

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の観点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

研究者個人の研究費および研究旅費については、文星芸術大学個人研究費規程（資料 8-9）を策定し、次の表に示す金額を配分額として、支出が認められている。

表 8-6 【研究費と研究旅費の配分基準金額と支給額】

区分	教授	准教授	講師	助教
研究費	200,000円	200,000円	170,000円	100,000円
研究旅費	150,000円	100,000円	80,000円	50,000円
合計	350,000円	300,000円	250,000円	150,000円

教員の研究室については、基本的に個室の形態をとっている。個々の教員の専有面積に違いがあるものの、専任教員全てに研究室が確保されている。

教員の研究時間は、授業のない夏期・冬期・春期の休業中については研修を願い出ることによって自由に研修に参加し、あるいは論文・作品の作成・発表等に活用することができる。また、研究発表等で学会などへ参加する場合、教育に支障のない範囲内で出張が許可されている。

人的支援体制として、ティーチング・アシスタント（TA）（資料 6-8）を設けている。教員の指示のもとに、実技・演習科目を中心に特定の授業の補助業務を行う者として、本学の大学院に在籍する学生を採用している。

8.1.5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の観点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学における研究倫理については、文部科学省の新たなガイドラインに対応した文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程（資料 8-10）及び文星芸術大学における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範（資料 8-11）を策定し、適正な研究費の執行を行うよう指導し、不正行為防止に努めている。

教員に対する研究倫理教育としては、2018 年度より研究倫理 e ラーニング（eL CoRE）を使用し、全教員受講として実施している。

8.1.6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の観点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

校地及び校舎面積については、法令上の基準を満たしており、施設・設備等も整備されている。図書館・学術情報サービスについては、十分に機能している。教育研究等を支援する環境については、研究室を整備し、人的支援を行っているなど、おおむね充足している。

8.2 長所・特色

学生の一人あたりの制作スペースが広く、授業以外にもパソコンルームや実習室を利用できる。

芸術大学の図書館として、美術関係の専門書を多く収蔵している。

8.3 問題点

施設・設備は、開学から 25 年が経過し、経年劣化や老朽化しているものが目立ってきており、防水工事や空調機の修繕などが追い付いていない現状である。平成元年に建設された南・北校舎棟、平成 3 年に建設された西実習棟はエレベーターがなく、階の移動は階段となっている。また、視聴覚障害者用のバリアフリーは、整備されていない。

教育研究における外部資金の獲得が極めて少ない。応募自体が少ないので、応募を増やすための対策が必要である。

ネットワーク通信環境は整っているが、Wi-Fi 環境については未だに整っているとは言えない。これは、現行サーバ構築時に Wi-Fi 環境を構築予定としていたが、費用面での削減のため、Wi-Fi 環境を次期サーバリプレイスで環境構築することになり、Wi-Fi 環境を見据えたネットワーク構成を行っていないため、一部エリアにおいて Wi-Fi AP を設置した結果、IP アドレスが枯渇する状況となっており、授業時におけるインターネット接続が出来ない状況が発生している。

現状ネットワーク環境において、BYOD（持ち込み PC 等）を許可しているが、各個人におけるセキュリティ対策については、確認できていない状況となっている為、学内でのセキュリティ対策が行われているが、完全なセキュリティ対策ができていない。

研究時間の確保について、通常の授業期間内においては、専攻によっては授業科目等の担当状況や持ちコマ等の関係で、あるいは学外への公的な出張等により自分の授業に対する準備や専門分野に対する研究、ならびに論文や造形作品等の制作に費やす時間に影響を受け、研究時間等が十分に確保されているとはいえない教員もいる。特に、教員の少ない専攻においては、教育・会議等を含めた学務時間が過多となっていて、研究時間等が十分に確保されているとは言い難い状況である。

8.4 まとめ

学内の施設設備の整備に関する明確な方針及び中長期修繕計画を早急に策定することが急務である。

財的資源の確保が難しい状況ではあるが、教育研究環境の維持向上のため、定期点検、修繕計画を企画・立案し、整備を段階的に進めていく。

Wi-Fi 環境への対応として、DHCPサーバ上でIPアドレスを1分間でリリースするようし、接続ができるようにしているが、学生数の増加により毎年度 IP アドレスの枯渇状況が悪化している為、次期サーバリプレイスにおいては、インターネット環境の整備として、学内全域における Wi-Fi 環境整備が課題である。また、現行サーバ用 OS が Windows Server 2012 R2 を使用しており、2023 年度 10 月にサポートが終了するため、次期サーバリプレイスの実施時期を早期に検討する必要がある。次期サーバリプレイスの実施が見送られる場合には、Windows Server 2016 への OS 入替も実施する必要がある。オンプレ環境におけるサーバリプレイスにかかる費用などを考えると、クラウド環境に移行を検討していくことも課題である。

BYOD を実施する場合には、BYOD 機器にもセキュリティ対策が施されているのが基本となるが、学生及び教職員が使用するスマートフォンも接続ができる状況となっており、今後 Wi-Fi 環境を構築する場合には、BYOD 機器の内容を PC、タブレットだけではなく、スマートフォンなど、インターネットへ接続できる全ての機器に対してのセキュリティ対策が必要である。また、老朽化したサーバについても、セキュリティ対策のサポート終了が 2024 年 8 月となるため、サポート終了後のセキュリティ対策について検討が必要である。

8.5 根拠資料

- 8-1 学校法人宇都宮学園事務組織規程
- 8-2 文星芸術大学施設管理規程
- 8-3 文星芸術大学防火管理規程
- 8-4 文星芸術大学ソーシャルメディア利用のためのガイドライン
- 8-5 秋山記念文庫利用規程
- 8-6 図書館利用案内〈学生用〉
- 8-7 文星芸術大学ホームページ 図書館 資料検索

https://bunsei.opac.jp/opac/Advanced_search

第8章 教育研究等環境

- 8-8 文星芸術大学ホームページ 図書館「学外者の利用」
<https://geidai.bunsei.ac.jp/facility/library/>
- 8-9 文星芸術大学個人研究費規程
- 8-10 文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程
- 8-11 文星芸術大学における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の観点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を「地域連携推進方策」（資料9-1）において定めており、基本的考え方として、「本学として目指す芸術文化は、地場産業の発展に貢献するとどまらず、行政が取り組んでいる「まちづくり」、「にぎわいづくり」に繋がり、さらに市民生活を刺激して「より豊かな生活」を支えるべきもの」としている。また、方針では、「学生が学内で学ぶだけでなく、専攻する分野に関係する地域の現場を学ぶことは、芸術の捉え方・技術の向上、キャリア形成、人間形成等の面で大きな効果を生むと考える」としている。

社会連携・社会貢献の推進方策としては、自治体・企業等が有するシーズに関係する研究開発等の依頼があった場合に、本学もその期待に応えるような研究成果を出していく努力を重ねながら、活発な連携事業を展開していくとともに、人材育成という観点から学生の技術（芸術的センス）の向上に留意していくほか、AI、DX等の時代に伴い、高等教育機関として地域にとって存在感の在る「地（知）の拠点」としての教育研究に当たっていくこととしている。

また、国際化への対応として、「国際交流の推進に関する基本方針」（資料3-4）を定め、グローバル化された現代社会においては必然的に国際的視野が求められ、アートという分野においても例外ではなく、本学における人材育成においても国際性を備えた人材育成を目指すこととしている。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の観点1：学外組織との適切な連携体制
 評価の観点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
 評価の観点3：地域交流、国際交流事業への参加

地域社会や地場産業との連携協力を図るため、「文星・芸術文化地域連携センター」を2008年に開設した。「文星・芸術文化地域連携センター設置規程」（資料3-2）においては、「地域連携推進方策」において示しているように、学生が芸術文化活動を通して県内地域社会との連携・協力を深めることにより、地域社会に対する貢献のほか、人間性豊かな人材の育成や教育研究の充実を目指すこととしている。

この文星・芸術文化地域連携センターによる、教育研究の成果を基にした地域社会との地域連携事業は、2022年度末で615件の地域連携事業に及んでおり、その事業内容は、地域貢献・まちづくり関係38%、自治体関係33%、デザイン関係21%、その8%となっている（資料9-2）。この地域連携事業を振り返り、取組内容を紹介するとともに、これからの地域連携事業の在り方等について記載した書籍を2023年9月に発刊した。本学が取り組む地域連携事業の社会への周知に努めるとともに、自治体・企業等による「まちづくり」「地域振興」に当たってのアイデア・戦略等を検討する場合の羅針盤となることを期待し、発刊したものである（資料9-3）。

学外組織との連携協力による教育研究の推進については、県内の18の高等教育機関等とともに「大学コンソーシアムとちぎ」を構成し、単位互換制度、グローバル人材育成プログラム、学生発表会等を通して大学間の連携を進めている（資料9-4）。

また、2017年10月、宇都宮市内の4大学（宇都宮共和大学、作新学院大学、帝京大学宇都宮キャンパス、文星芸術大学）及び宇都宮大学（協力校）のほか、宇都宮市、宇都宮商工会議所等経済界、NPO法人等の11団体によりプラットフォーム（宇都宮市創造都市研究センター）を立ち上げ、本学はその取りまとめ校として参加し、大学間連携の推進、地域における高等教育の質の向上、地域活性化、地域への就職支援、大学の在り方の検討等に取り組んでいる（資料9-5）。その他、県内の他の大学とは、帝京大学宇都宮キャンパス（2015年）、作新学院大学（2016年）と協力協定を締結し、共同研究等を実施している（資料3-3、9-6）。

地方自治体との協力協定は、鹿沼市（2013年）、那珂川町（2014年）、宇都宮市（2014年）、日光市（2014年）、芳賀町（2014年）、野木町（2015年）、栃木市（2017年）、さくら市（2018年）、那須烏山市（2018年）及び足利市（2020年）と締結している（資料9-7）。

地域文化の向上に貢献するため、栃木県教育委員会と連携して公開講座「とちぎ子どもの未来創造大学」を開催し、芸術系大学ならではの講座（文化・芸術コース＝油画、日本画、陶芸、マンガ等）を開講している（資料9-8）。

県内企業の協力を得て寄附講座を開講し、「地域づくり」や「キャリア教育」による地域から求められる人材の育成を図ることとしている（資料9-9）。

地域交流として、宇都宮市内の本学の近隣地区において市民が集うイベントに学生が参加し、似顔絵サービスやブース出展等のほか、「夏休みチャレンジ教室」において小学生への絵の描き方の指導講師を務めるなど、地域との交流に努めている（資料9-10）。

国際協力に当たっては、本学の特性・規模等を踏まえ、教育研究に支障をきたさない範囲内での活動を基本としつつ、ヨーロッパ（フランス・イタリア等）への海外研修を実施している（コロナ禍・ヨーロッパ政情不安等により、2020年度以降中断）。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

文星・芸術文化地域連携センター設置規程第10条第1項の規定に基づき、センター長、副センター長、プロデューサー、コーディネーター及び専攻代表委員で組織する「センター

コア会議」において、その運営に関し必要な協議を行うこととし、協議に当たっては、①地域連携推進方策に沿って事業が行われているか、②地域連携事業の実績の発信に積極的に努めているか、③時代の変化に対応した事業を行っているか等という観点から協議を行い、年1回以上、定期的に点検・評価を行っている。

評価の観点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

この点検・評価に基づき、下記の3点について改善・向上に向けて取り組むこととしている。なお、この協議内容については、各専攻代表委員又は文星・芸術文化地域連携センター長からその都度、教職員に周知を図っている（資料9-11）。

連携協定を締結している自治体において、学生自身の自発性、関心、能動性を引き出す「課題解決型学習」（PBL）を授業として導入し、定期的に会議を開催しながら地域課題の研究に取り組み、その研究成果を自治体に還元する事業を展開することによって地域連携事業の質の向上を図ることとした（資料9-12）。

地域連携事業の取組内容を紹介及びこれからの地域連携事業の在り方について記載した書籍を発刊するほか、ホームページの充実やYouTubeを開設し、積極的に学外への地域連携事業の周知を行い地域連携事業への理解と参加を図ることとした。

本格的なDX時代を迎えたことから、デジタル技術を駆使したデジタルコンテンツの制作等による「地域づくり」への支援に取り組むほか、自治体の課題となっている人口減少や空き家対策としてSNSを活用した発信等による戦略・アイデアを提言するなど積極的に社会貢献に努めることとした。

9.2. 長所・特色

文星・芸術文化地域連携センターの開設以来の活動事例の多さは、本学には社会的に有用な教育資源・芸術資源があること、社会から芸術文化による地域活性化へのニーズが高いこと、地域社会との関係が深まり地域社会から認知されてきていることなどによるものであり、センター設置のメリットを示している。県内の自治体との連携による取り組み事例が増えており、芸術系大学としての潜在的パワーが認知・評価されている。

また、学生が地域社会との連携・協力に取り組み、社会貢献活動に取り組むことにより、学生自身の技術向上が図られるとともに、キャリア教育の実践の場になり地域から求められる人材の育成に繋がる教育効果が得られている。

本学の芸術分野での強みを生かしながら、宇都宮市創造都市研究センターの構成員として大学の在り方、高等教育の質の向上、地域活性化等について検討しているほか、近隣の帝京大学宇都宮キャンパス及び作新学院大学との連携協力による学外との連携協力により、今後の様々な分野での教育研究の発展を目指すこととしている。

特に、帝京大学宇都宮キャンパスとは、2015年12月に協定を締結し、様々な研究開発に取り組んでいる。本学のマンガ専攻のアートセンスと帝京大学宇都宮キャンパスのサイエンスが重なり、新たなイノベーションが生まれることが期待できる。また、2022年4月からは、「副専攻」（「デザイン・エンジニア」、「キャラクターイラスト・コンテンツ」）の2コ

ース)を設けた。本格的なデジタル社会(DX時代)を迎え、各々の大学が持つ専門性を活かし、大学間の枠を越えて社会情勢に相応しい教育研究を行う意義は極めて大きい(資料9-13、9-14)。今後は、「デジタル田園都市構想」を視野に入れ、デジタルの力で地域の個性(地域資源)を活かしながら、人口減対策、地域に相応しい企業・雇用の創出、地域づくり等社会課題の解決や地域の魅力向上に取り組むこととする。

9.3. 問題点

地域との交流として、近隣における地域の交流事業等に学生・教職員が機会を捉えて積極的に参加し、更なる「地域とのつながり」を強める。

国際的視野を備えた人材の育成を目指すため、多国籍学生との交流を積極的に行うほか、本来の教育・研究に支障をきたさない範囲内で教員を主体とした研究発表会、講演会、国際シンポジウム等に積極的に参加する。

9.4. まとめ

地域連携事業については、地域連携推進方策に沿って効果的な取り組みを実施しており、今後とも、本学の持つ芸術系大学ならではの教育資源を活かして社会連携・社会貢献に積極的に取り組んで行くこととする。

地方創生の時代にあって、特に地方の大学は「地(知)の拠点」として、大学の持つ教育資源を活用して地域振興のための支援を行う社会貢献に取り組むことが大学の役割と考えている。地域の振興が図れることは大学の将来に好影響をもたらすものとする。

学外組織との連携協力による教育研究の推進については、本学の発展・充実にとって効果が期待できる分野であるので、今後も文星・芸術文化地域連携センターを中心に着実に事業を進める。

人生100年時代に相応しい「より豊かな生活」が送れるよう、本学の芸術系大学としての施設・人材等を活用した芸術系大学ならではの公開講座の開講等により、社会人の学び直し(リカレント教育)の機会を提供する。2040年の人口減少期を迎え大学は多様性・柔軟性を備えた運営が求められる時代と言われていることから、文星芸術大学としても多様な年齢層としての社会人を受け入れ、多様性と柔軟性を確保する教育研究体制を整えていくこととする。

9.5. 根拠資料

- 9-1 地域連携推進方策について
- 9-2 地域連携事業分析
- 9-3 『地方創生と大学の役割』(抄録)
- 9-4 大学コンソーシアムとちぎ

<http://www.consortium-tochigi.jp/>

- 9-5 宇都宮市創造都市研究センター
<https://www.rccc-utsunomiya.org/>
- 9-6 作新学院大学と文星芸術大学との教育・研究に関する包括連携協定書
- 9-7 文星芸術大学ホームページ 地域連携センター
<https://geidai.bunsei.ac.jp/facility/renkei-center/>
- 9-8 とちぎ子どもの未来創造大学
<https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/kodomo-daigaku>
- 9-9 株式会社足利銀行と学校法人宇都宮学園文星芸術大学との地域づくり講座に関する覚書
- 9-10 文星・芸術文化地域連携センター事業報告（2021年度）
- 9-11 文星・芸術文化地域連携センターコア会議議事録
- 9-12 地域課題共同研究に関する覚書
- 9-13 帝京大学宇都宮キャンパスと文星芸術大学間の共同副専攻に関する覚書
- 9-14 共同副専攻の開設について

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

10. (1). 1. 現状説明

10. (1). 1. 1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の観点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の観点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学全体の「経営方針」(資料 10-(1)-1)において、財務基盤の強化、広報活動の充実、入試の改善、専攻・分野の特色強化、カリキュラムの見直し、独自色・特色ある大学づくり、多様性・柔軟性を備えた教育研究体制の確立、他大学等との連携協力、高校との連携、キャリア教育の充実及び就職率のアップ、学生相談・留学生支援の充実、安全対策の見直しの12項目をかかげ「知(地)の拠点」の大学として、経営にあたっていくこととしている。教員に対しては理事長、学長、法人事務局長から大学の財務状況や重点方針について、教授会において説明している。また、職員には朝礼の際に適宜事務局長から説明している。

10. (1). 1. 2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の観点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

学長の選任については、文星芸術大学学長選任規程(資料 10-(1)-2)に基づき学長等の選任が適正に行われている。学長の権限(職務)については、学則(資料 1-1【ウェブ】)第6条第3項や様々な規程に明記されている。

10年ほど前の「大学のガバナンス改革」により、学長の権限は強まり、リーダーシップを発揮し、迅速な改革実行が可能となったと言える。

副学長・学部長・教務部長・学生部長の選任については文星芸術大学副学長等選任規程(資料 10-(1)-3)、図書館長については文星芸術大学附属図書館長選考規程(資料 10-(1)-4)、研究科長については大学院学則(資料 1-2【ウェブ】)第45条第2項に「研究科長は、副学長、若しくは美術学部長をもってこれに充てる」と定められている。

大学の運営では、教育目標に沿って教育の質を確保し、発展を図るために、教授会を学則第7条の定めに従い設置しており、文星芸術大学教授会規程（資料6-4）において、教授会の構成、審議事項、会議の招集・成立要件、議事の議決要件等を定めている。教授会は、大学の教学に関わる「重要事項を審議するため」設置されており、「学長および専任の教授をもって組織する」こととなっている。そして、教授会における決議に従い、適正な運営を行っている。

また、各種委員会も各種委員会規程に基づき設置され、大学の重要事項が審議され、適正な運営を行っている。

本学は小規模な大学のため、学則第8条に定める学長、副学長、学部長、事務局長の他、幹部教職員で構成する部局長会議において、教授会の議題、教育上の業務運営全般について協議をし、学長の適切かつ円滑な職務の執行ができる体制となっている。部局長会議には、図書館長、教務部長、学生部長、総務課長、教務課長、広報入試課長、キャリア・学生支援センター長も出席して経営と教学の全部署による情報の共有と課題検討の場となっている。

理事会は、学校法人の業務に関する最高の意思決定機関であり、大学の管理および運営に必要な学則や規程を制定する権限を有しており、社会環境の変化に柔軟に対応した経営計画を策定し、健全な財政運営を図り教育環境を整備し、本学の教育目標達成に向けて、永続的な発展を図っている。

本学は、教育研究を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標とする。また、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、適正な方策を実施している。

なお、法人組織については、学校法人宇都宮学園寄附行為（資料10-(1)-5）に従い、理事会、評議員会が設置されており、同会にて法人運営上の重要事項を審議・決定している。なお、理事会は本学の最終的な意思決定機関となっている。また、学校法人宇都宮学園寄付行為において、理事長、理事の職務権限が明確に定められている。また、理事会にて付議すべき事項等について審議を行っている。

また、管理運営を検証するプロセスとして、文星芸術大学自己点検・評価規程（資料2-2）を定め、大学の管理運営が適正に進められているか検証し、そこで上げられた問題点については、改善の方策を講じている。

評価の観点2：適切な危機管理対策の実施

2020年からの数年にわたるコロナ禍、2021年末に、グラインダーを使用中の着衣着火が原因での学生の死亡事故などは、本学がこの数年で遭遇した大きな危機であったが、部局長会議のメンバーを中心に関係する職員を加え、迅速にコロナ対策会議、事故調査・安全対策委員会を立ち上げ、乗り切ることができた。今後も小規模大学の特長を生かし、学長のリーダーシップの下、部局長会議を中心に危機に対処することが可能と評価できる。また、危機を未然に防ぐ安全対策マニュアル等の整備も進んできていると言える。

10. (1). 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の観点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学は、その理念・目的・教育目標に沿って、教育研究の水準を維持向上させるため、事業計画・予算案を策定し、それを基に財政計画を立てている。財政計画では、帰属収支差額の支出超過状況を打開するために、消費収支の均衡を図るようにし、収入面では、学生生徒納付金の確保のために、入試広報活動の検討を行い、補助金獲得や競争的研究資金を推進するなど、その他の財源を確保するようにしている。

予算の編成と執行については、学校法人宇都宮学園経理規程（資料 10-(1)-6）に詳細に規定されている。予算の目的として「予算は教育、研究、その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門の円滑な運営を図るとともに全般的視野に立った発展的、かつ、永続性ある健全財政を確立することを目的とする。」（第48条）と規定している。予算の編成については、「理事長は、毎年3月31日までに、あらかじめ評議員会の意見をきいて予算案を編成し、理事会に提出してその承認を得なければならない。」（第50条）と規定されており、適正に承認を得ている。

予算責任者については、「予算の編成および執行のため、法人事務局に予算総括責任者を置き」（第52条第1項）、「予算総括責任者は法人事務局長をもってこれにあてる。」（同第2項）こととしている。

予算編成は、法人事務局において大学等に年度予算案及び事業計画案の提出を求めている。同通知は、事業計画案と収支予算案の概要とから成り立っている。

事業計画案は、①学生数・生徒数の状況として、入学者数および在籍数、②施設・設備等の状況として、新規計画および改修計画等、③備品等の状況として、備品等購入計画および買い替え計画等の報告を求めている。

収支予算案の概要は、収入の部および支出の部ごとに、各科目の積算および概要説明を求めている。各学校単位の事業計画および予算案は、法人本部で法人全体の取りまとめを行い、理事長の査定後、3月の評議員会、理事会に諮り決定する。

予算執行については、各課の担当者が起票し、各課長が確認して承認を行った後、総務課経理担当者に提出される。一定の金額以上や新規事業に係る出金等の場合には、前以って原議書の決裁が求められており、それらのコピーを伝票に添付する必要がある。さらに、総務課経理担当者はそれらが会計上の証憑書類として適正かどうかのチェックを行い、勘定科目と金額を確定して出金する。出金後は会計システムに仕訳を入力することで、予算執行状況について把握が可能となっている。

学校法人全体に係る監査法人による会計監査については、年度内に通常監査を7回、決算監査を1回（5月）、の日程で実施している。監査では、経理課が毎月末の所定の書類（合計残高試算表・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・元帳等）や出入金の証憑書類の全てを提示した上で、予算執行が適正になされているか等の確認を受けている。年度末の決算監査においては監査法人および学内監事が最終確認を行い、双方より監査報告書を受け取っている。

10. (1). 1. 4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の観点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、学校法人宇都宮学園事務組織規程（資料 8-1）第 15 条第 2 項の定めにより、総務課、教務課、広報入試課、キャリア・学生支援センター、附属図書館、文星・芸術文化地域連携センター、「IR 推進センター」によって構成されている。

総務課は、大学全体の事務の効率的な管理運営、積極的な外的資金調達に係る方針策定・施設設備に係る効率的な取得・管理を行っている。

教育研究活動の支援については、教務課、キャリア・学生支援センター、図書館が担当している。教務課は、教育研究組織の有効な運営に係る支援、教育課程の円滑な実施に係る支援を行っている。充実した学生生活のための指導・支援、卒業後の適切な進路・就職指導・支援は、キャリア・学生支援センターの担当である。図書館は、図書資料を有効な教育研究活動が行われるための情報・資料の提供を行っている。

その他大学運営に必要な事務等を行う事務組織としては、入学試験や広報業務のために広報入試課が、大学の広報計画の総合的な企画立案、学生募集広報活動の企画・実施、公正・効率的な入学試験の計画・実施を行っている。文星・芸術文化地域連携センターにおいては、地域連携事業の企画立案、実行をおこなっている。

10. (1). 1. 5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の観点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務系職員の意欲・資質の向上を図るために、外部団体等で行われている研修会、セミナー等へ積極的に参加させていたが、コロナ禍以降、職務の多忙もあり、十分な研修の機会が得られていない。

職員の人事考課として業務自己チェック表にて、自己業務の見直しと、評価を行い、業務の効率と改善を図っている。

10. (1). 1. 6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の観点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の観点2：監査プロセスの適切性

評価の観点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

財務関係、教学関係の客観的なデータに基づく分析は、毎年行われており、様々な学内改革の出発点となっている。

内部監査については、規程は整備されているが、実施されていない。また、法人監事による教学監査も不十分との指摘を私学事業団から受けている。

10. (1). 2. 長所・特色

教授会の審議事項と部局長会議の協議事項は、各会の構成員によって連携が適切にとられている。また理事会においては、教学関係事項や経営的問題について、教学組織と理事会双方の連携協力関係を密にしており、その協議審議については充足している。

10. (1). 3. 問題点

規程に関しては、法令の新規・変更にもなう制定および改正、また、学内外の実情に合わせた見直しは行っているが、本学独自で定めた規程・規則については、学内および学外をとりまく環境などの変化に対し実情にそぐわないものもあり、今後見直し、早急に整備が必要である。

学校法人の監事による教学監査の充実が、私学事業団から指摘されており、今後幹部教職員と監事との協議の場を設けたい。

教職員の研修の機会が十分ではないので、今後充実させたい。

10. (1). 4. まとめ

大学運営に関する方針は、本学の置かれている状況に鑑みれば適切であり、大学運営のための教職員の配置、役割は、人件費削減の要請から少人数での対応とならざるを得ないが、学長、事務局長のリーダーシップの下、教職員が複数の役割を果たすなど、柔軟で機動的な対応により、効率的な組織となっている。

教職員の研修の機会が十分ではないが、コンプライアンスの意識づけはなされている。監査体制の強化が必要である。

10. (1). 5. 根拠資料

10-(1)-1 文星芸術大学の経営方針について (2022. 5. 30)

10-(1)-2 文星芸術大学学長選任規程

10-(1)-3 文星芸術大学副学長等選任規程

10-(1)-4 文星芸術大学附属図書館長選考規程

10-(1)-5 学校法人宇都宮学園寄附行為

10-(1)-6 学校法人宇都宮学園経理規程

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

10. (2). 1. 現状説明

10. (2). 1. 1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の観点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の観点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の財政基盤について直近5カ年の財務諸表を概観すると、まず事業活動収支において、経常収支差額が2018年度で、▲7千万円を上回っていたが、2022年度においては、約4千万円となり5ヶ年でマイナスであった経常収支をプラスにするという財務の回復が見られた。これは、2018年度において学生生徒等納付金が3億4千万円だったが、毎年度約2千万円～4千万と順調に増加傾向となっており、2022年度においては、4億6千万円となり5ヶ年で約1億2千万円の増加となったのが大きな要因である。学生数の増加により、教育研究経費、管理経費も増加傾向にあったが、5ヶ年において増加したのは約2千万円であるため、教育活動収支上においてもプラスに転じることとなった。

収入増の対策として、銀行の短期借入金による運営をしており、2018年度において2億4千万円の借入があり、2021年度には5千万円追加借入、2022年度においても5千万円追加借入をしており、2022年度における借入金は長期借入金3億円短期借入金2億となっている。これは、併設校である宇都宮文星短期大学の急激な入学者減少に伴う財務悪化により、2022年度末をもって閉学となるため、令和2年度から法人内で短大への資金移動があり、2022年度においては、約1億円が宇都宮文星短期大学へ資金移動している。また、宇都宮文星短期大学での借入金残額を大学に移動したため、先にふれた借入金が5億円となっている。2022年度12月より長期借入金の返済をおこなっており、年6千万円の借入金返済を行い5年で長期借入金返済を始めた。

財政上の負債額が増加はしているが、入学者数の増加傾向にあり収入増加が見受けられる中、人件費の抑制、教育研究経費、管理経費の支出削減を継続して行っていることもあり、全体的な収支上のバランスは、まだまだ改善の余地はあるが安定傾向へと向かっている。

中期計画(5ヶ年)においては、2020年3月に策定を行い、2022年度において、中期計画(5ヶ年)事業活動収支で当年度収支差額が、9百万円プラスになる計画を立てていたが、2022年度決算において、当年度収支差額が1千6百万円と約2倍弱の増加となった。要因としては、学生生徒等納付金が中期計画に沿った収入増加となっており、支出においても中長期計画の基づいた内容での支出となっていることが大きな要因である。中期計画に沿った収支のバランスがとれていることは、財務状況を改善する上で重要なことであり、教職員の協力と努力が、収支上に現れており、今後も中期計画に沿った収支バランスを行っていくことが重要である。

財務関係比率は、2018年度以前から全体的に高い傾向となっていた為、人件費比率、経

常費依存率などを減少傾向へ努力を行ってきた。その効果もあり、人件費比率において、2018年度から約20%減少傾向にあり、学生生徒等納付金における経常費依存率も約30%減少している。財務関係比率において、2018年度から大きく増加することなく、現象傾向にあることにより、財務状況の改善傾向にあることが比率上でも現れてきている。

10. (2). 1. 2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の観点1：大学の理念・目標及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の観点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の観点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

予算においては、2020年度からより精度の高い予算編成を行うため、各専攻、課ごとに予算を個別に策定提出をすることにしており、提出された予算書をもとに教員、課長と総務課長、経理担当者が面談をおこない予算策定における内容の確認をおこなうことで、財務状況の現状を直接伝え予算に沿った財務運営が行えるようにしている。

教育研究活動においては、2021年度に個人研究費規程を見直し、一定の条件を満たしている事と、個人研究費使途報告書を毎年度提出することを必須条件として、研究活動を積極的におこなっている教員には、個人研究費の使用が認められるようにした。これは、外部資金獲得（科学省科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費等）への応募をより多くすることで、教員の研究活動への取り組みを強化している。

外部資金の獲得状況としては、文部科学省科学研究費補助金において、2020年度採択課題番号 19k00174 課題研究名「フォンテーヌブロー派における北方絵画の影響について」田中久美子教授の採択があった。

10. (2). 2. 長所・特色

現状説明でもふれてはいるが、2018年度以降学生数を伸ばしてきている。これは、入学定員95名にするため、教職員一丸となって学生募集活動に取り組んできたことが、財務状況の回復傾向に現れている。18歳人口減少に伴い定員確保が難しくなっている中、留学生の受け入れを積極的に行い、入学後における留学生に対する手厚いサポートが留学生受け入れ数の増加にも表れてきている。

10. (2). 3. 問題点

収入増の対策として、銀行の短期借入金による運営をしてきているが、その額が年々増加しており、2022年度末における借入金合計が5億円となっている。その大きな要因としては、併設校である宇都宮文星短期大学の財務状況悪化であり、2022年度末閉学に伴い運営資金を法人として、大学より資金移動しており、2022年度においては約1億円が資金移動

している。また、借入金についても宇都宮文星短期大学分の負債、短期借入金を文星芸術大学に振替を行った為、負債として長期借入金3億円、短期借入金2億円、合計5億円の借入金となった。

財務状況が改善している中、借入金5億円を今後毎年度返済していくことが必要であり、借入金の完済をできるだけ早い期間でできることが必要である。

また、施設設備関係においても減価償却分の引き当てが行われていない為、施設設備の更改等が計画的に行い状況となっている。開学から20数年経過している中、老朽化した施設設備を修繕等で使用しているが、20数年経過している為修繕等が難しくなっている施設設備も少なくはない。減価償却分の引き当てを今後行っていくことが課題である。

10.(2).4. まとめ

2018年度以前の財務状況からの回復については、中期計画に沿った形で回復傾向になってきていることは、評価すべきことであり今後は、現状維持ではなく入学定員95名を毎年度獲得し、財務状況のさらなる回復を目指していくことが課題である。この課題をこなしていくことで借入金5億円完済することができ、安定した財務基盤が確立できるのではないかとと思われる。また、施設設備関係についても減価償却分の引き当てを行えるようにし、継続できる施設設備を財務上でも確立していく必要がある。

今後財務状況が安定した状況においても、これまで行ってきた支出抑制、寄付金募集、外部資金獲得、教職員一丸となって学生募集活動を行っていくことが必要である。

10.(2).5. 根拠資料

特になし

終章

昨今の大学を取り巻く環境は、大変厳しいものがあるが、芸術系大学としての魅力をアピールし、学生のニーズに応えられるような教育研究を行うとともに、社会から求められる優れた人材を育成することは、本学の社会的使命である。

自己点検・評価は、建学以来の大学運営に対し、原点に立ち返って見直し等を行い、将来に展望を開き、大学としての使命を果たすために実施したものである。

今回、自己点検・評価に当たって、財団法人大学基準協会の評価項目に従い現状を客観的に検証し、問題点、改善・改革方策等を明らかにしたことにより、以下の改善・改革の方向性を再確認した。

第1に、建学の理念に基づいた教育理念・目標等の明確化および実践化である。このため、学生に対してはオリエンテーション等で折に触れ周知徹底を図っていくとともに、教職員に対しては教授会、各種委員会、職員の職場研修等で今後とも確認していくこととする。

第2に、優れた人材育成を図るため、教育内容・方法の改善・改革は不可欠である。このため、カリキュラム編成の充実等を全学的に検討し、具体的な方針を決定し、実行していくこととする。

第3に、教員の教育認識と教育内容の向上を図るため、FD委員会を中心としてFD活動を活性化させるとともに、教員の指導方法等の向上を図るため、授業評価アンケート等の有効活用および処遇を伴う勤務評価制度を強化することとする。

第4に、18歳人口の減少等、大学を巡る社会情勢は極めて厳しい。大学の理念を基に独自性のある大学を目指すとともに、多角的な受け入れ体制を構築し、募集定員の確保を図る。また、入学した学生への経済的支援や健康維持等への配慮に留意するほか、卒業後の進路について就職支援をさらに充実させることとする。

第5に、本学の経営上の理念であり、今日の大学における教育、研究に次ぐ第三の使命でもある社会貢献を行うため、公開講座やギャラリーの活用等を積極的に行うほか、文星・芸術文化地域連携センターを活用した地域社会等との交流連携を、今後も積極的に推進していくこととする。

第6に、法令等の遵守の徹底である。学校教育法や大学設置基準等は、大学等に対し、時代の変化や社会のニーズに対応するため、逐次、改正が行われている。それらに素早く対応するとともに、情報公開や個人情報保護制度についても大学としての説明責任を果たしていくこととする。

第7に、教育・研究の充実とともに、財務基盤の確立は必要不可欠であることから、収入にあっては定員の確保とこれに伴う学納金および補助金の確保、支出にあっては特に人件費の抑制に努め、収支のバランスを考慮した運営に努めることとする。

本学としては、創立以来の建学の精神、理念、目的を堅持し、自己点検・評価を基に、認証機関の評価を真摯に受け止め、長所を伸ばし短所を改善することによって、魅力ある大学として不断の改善・改革に取り組み、また、社会貢献の充実を図ることによって、大学としての社会的使命を果たして行きたい。